## 令和5年第4回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和5年12月4日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役 場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1村松一徳2村松純次3原田純子4原田直幸5七原 剛6金田敏行7山口伸彦8田中邦利9今泉吉人

10 加藤弘文

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長 土屋 浩 副町長 久保田美智雄

教育長 大須賀宏明

原田 誠 総務課長 企画ダム対策課長 村松 一 津具総合支所長 佐々木智則 生活課長 村松浩文 産業課長 今泉伸康 保健福祉センター所長 依田佳久 建設課長 松井良之 町民課長 小川泰徳 財政課長 関谷 恭 教育課長 遠山雅浩

出納室長 今泉 宏

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第4 一般質問

- 1 今泉吉人議員
  - (1)設楽町財政健全化について
- 2 原田純子議員
  - (1) 高齢者のごみ出し支援について
- 3 村松一徳議員
  - (1)WRCの総括・評価と次期開催に向けて
  - (2)ごみ出し支援の充実とボランティアごみ袋の導入について

- 4 原田直幸議員
  - (1)田口宝保育園の公営化に向けた進捗状況について
  - (2)水源地域整備計画等の変更について
- 5 七原 剛議員
  - (1)設楽町の高齢者福祉政策について
- 6 田中邦利議員
  - (1)「買い物弱者」への支援を ~高齢者が安心して住み続けられる町のために~
- 7 村松純次議員
  - (1)設楽町の森林整備計画について
- 日程第6 議案第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第57号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第58号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第59号 設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一 部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第61号 設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第62号 設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第63号 令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第64号 令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第65号 令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第66号 令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第67号 令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。寒い朝になりましたが、今日からまた熱い議論を よろしくお願いします。それではただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和5年第4回設楽町議会定例会第1日を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和 5 年第 16 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和5年第4回定例会第1日の運営について、去る11月28日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、「諸般の報告」は、議長から、例月出納検査結果、議員派遣、陳情 書の取扱いについて報告があります。

日程第4、「行政報告」は、町長より報告があります。

日程第5、「一般質問」は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、 質問時間は答弁を含めて50分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出12件です。

一括上程する案件は、日程第9、議案第59号から日程第11、議案第61号までの3議案、並びに、日程第13、議案第63号から日程第17、議案第67号までの5議案です。それ以外は、順次1件ごとに上程します。

日程第6、議案第56号から日程第8、議案第58号につきましては、本日、質疑、討論、採決いたします。詳細は、お手元に配付の議案等審議一覧を参照願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいり ますので、よろしくお願いします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、9番今泉吉 人君及び1番村松一徳君を指名します。よろしくお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 16 日間としたいと思います。御 異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果について 報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年9月、10月、11月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、3ページ報告第13号のとおり議員派遣の報告をいたします。御覧ください。 次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情3件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号16を文教厚生委員会に付託いたします。陳情受理番号17、陳情受理番号18は議長預かりとすることに決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、 これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、大変公私とも御多用のところ、12月定例議会初日の開会に当りまして、御参集を賜りまして、 誠にありがとうございます。

師走に入り、朝晩の冷え込みが厳しくなってきております。長期の天気予報によりますとこの冬は暖冬傾向ということで、スキー場関係者には申し訳ないわけでありますけれども、少しほっとしているところであります。

また、全員協議会の折にも申し上げましたけれども、現在コロナよりもインフルエンザのほうが流行しておりますので、十分に健康に留意していただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、当初予算編成についてであります。

令和6年度の当初予算につきましては、例年どおり、現在財政課で査定作業を 進めており、今月中旬からは副町長査定、年明け1月早々には町長査定により大 枠を固め、最終調整を行った後に、2月の議会全員協議会で公表する予定であり ます。

6年度予算は、私として3年目の予算でありますが、基本的には5年度予算同様、総合計画、総合戦略、新過疎計画に掲げられた各種施策の着実な執行を基本としつつ、町の将来を見据えた行財政基盤の確立のための見直し、特に財政のスリム化を意識した、次世代・未来につながるまちづくりを着実に進めていく予算

としたいと考えております。

なお、一般会計の予算規模は、令和5年度のやすらぎの里大規模改修や田口小学校の給排水管更新などの大型事業は終了いたしましたけれども、田口公共下水道事業の進捗に伴う下水道事業会計への繰出金の増額があるため、59億円を少し下回るのではないかと思っております。

続いて、9月から11月にかけて実施をいたしました新型コロナワクチンの秋接種の結果であります。なお、今回の秋接種は重症化リスクの高い方に加え、12歳から64歳の方も対象として実施をいたしました。11月24日金曜日に集団接種が全て終了し、秋接種における65歳以上の方の接種率は54.4%であります。そして12歳から64歳の方の接種率は21.1%でありました。

来年度以降の接種についてでありますが、国としては5類への移行に伴い、インフルエンザなどと同様に個別接種へと舵を切る方向にあります。また、ワクチンの管理方法等、詳細が未確定な部分もあることから、来年度の実施につきましては、町内医療機関の意見を踏まえながら、適切な対応ができるように検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の返礼品に追加を予定しました「1日町長プログラム」への応募についてであります。ふるさと納税の増額と町の新たなファンを増やすことを目的といたしまして、10月に「1日町長プログラム」を追加いたしました。内容といたしましては、町内での宿泊や食事の提供、文化や歴史の紹介のほか、今しか見ることができません、設楽ダムの工事現場、とりわけ、中でも普段中に入れていただけない所へ入れていただけるということで計画をしました。

納税額が100万円以上と高額でありましたので、応募があるか心配しておりましたけれども、この度、名倉出身で瀬戸市在住の兒島様という方から納税の申出があり、来週12日火曜日に1日町長を体験していただくことになりました。大変ありがたく思うとともに、テレビの取材も予定されておりますので、町のPRの絶好の機会となることを期待しています。また、これを機に2人目、3人目の応募があるといいなと大いに期待をするところであります。

次に、「設楽町はたちを祝う会」についてです。成人年齢が令和4年4月から 18 歳に引き下げられましたので、本町では昨年から「設楽町はたちを祝う会」に 名称を変えて実施しております。来年1月7日、日曜日午後1時から奥三河総合 センターで開催し、盛大にお祝いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に8月1日より販売いたしましたプレミアム付商品券についてです。お陰様でお盆明けに完売いたしまして、販売総額は1億9,500万円でありました。その後、換金額ですが、11月20日現在で約1億4,000万円。回収率は72%となっております。使用期限が、来年の1月31日までですので、折を見て住民の皆さんにお声掛けをしたいと思っておりますし、お声掛けをお願いしたいなと思っております。また、御自身でも今一度使い忘れのないように御確認をお願いしたいと思

います。

最後に、イベントについてであります。

「愛知県市町村対抗駅伝競争大会」が、先週2日、土曜日に愛・地球博記念公園で開催されました。今回から従来どおり12月の開催となり、テレビで御覧になられた方もおみえになることかと思います。選手・コーチの皆さんは、数か月前から貴重な時間を割いて一生懸命練習されてきました。結果は、町村の部で12位という成績でありました。これまでの御努力に対して改めて感謝を申し上げますと共に、これから皆さんの御活躍を期待をするところであります。

また、町内では冬の恒例のイベントとして、今週9日土曜日午後3時より、奥三河総合センターにおいて、「奥三河星空フェスタ2023」が開催されます。天気を少し心配しているところでありますけれども、会場内では、屋外に設置されたこたつにあたりながらの星空観察会やライブなどが行われる予定であります。御都合のつかれる方は、是非御参加していただきたいと思っております。

本日は、7名の議員によります一般質問に続き、人事案件1件、東三河広域連合規約変更1件、請負契約変更1件、条例改正4件、補正予算5件、合計12件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、お願いを申し上げ、議会定例会に先立ちましての行政報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

議長 はじめに、9番今泉吉人君の質問を許します。

9今泉 おはようございます。9番今泉です。トップですのであがりますが、始めさせていただきます。

私からの質問事項は設楽町財政健全化についてです。質問方法は、一問一答方式です。よろしくお願いします。

今回この件名で一般質問をしたいと思います。

現在、設楽町の財政健全化について、地区懇談会において、町長から今後の財政の見通しの説明を受けたのですが、一般会計プラス、バス特別会計プラス、診療所特別会計の5年後、9年後の予算額が示されました。

それによると、歳入が令和5年の予算額が56.6億円、歳出が61.2億円であり、5年、9年後には予算見込額が減少すると言われました。収支部分の財政調整基金にあっては、令和5年度残高が17.8億円で、令和10年度6.6億円、令和14年度、8.9億円減少するという予測でした。

この財政調整基金の減少をたどると設楽町の財政が困窮してしまいます。これらを打破するには公共施設等を廃止か区に移譲し、少しでも財政基金を楽にする

ように心がければならないことは理解できますが、今や地球温暖化から地球沸騰 化に変貌するようなことを専門家が豪語しています。そうなると風水害の被害も 今より多くなり、設楽町にも甚大な被害が訪れることが予想されます。これらの ことを鑑み、設楽町として考えなければならないと思います。大災害などが発生 すると多額の基金が必要になります。

そこでこれらに関して下記のとおり質問します。席を変えて質問します。

## 「席移動〕

9今泉 1、設楽町の財政健全化を全うするには、設楽町として、一般会計、特別会計の予算を町民に対して知らせる義務があると思いますが、その見解をお聞きしたいです。

財政課長 1つ目について御説明させていただきます。

予算・決算の状況については、地方自治法で、公表しなければならないと定められておりますので、町民に対して知らせる義務があります。町民への周知は、広報誌やホームページに掲載し、年度当初の区長会開催時に、「当初予算の概要」を区長へ配布しております。また、今後の財政の見通しについては、「当初予算の概要」に記載しており、昨年から地区懇談会にて町長自ら説明し、住民への周知に努めております。

9今泉 ありがとうございました。

それでは、2番目にいきます。令和5年財政調整基金が17.8億円と聞いたが、この基金は何でも使えると判断するが、設楽町の財政難から精査すると数年前までは、私の記憶では40億円くらいあったと理解していますが、どうしてこれだけ減少したのか教えてもらいたいです。

財政課長 財政調整基金につきましては、予算の財源が不足する場合や災害などの緊急な財政支出に備えるための基金でありますので、ある程度積み立てておく必要があります。

はじめに、17.8億円についてですが、これは地区懇談会の資料の数値で、令和3年度末に28.8億円から、令和4年度当初予算の基金繰入金額、取崩し金6.4億と、令和5年度当初予算基金繰入額4.6億円を差し引いた数値で、あくまで当初予算どおり取り崩した場合の令和5年度末の現在高で、実際には令和4年度で4.2億円を取り崩しておりますので、現在は24.6億円の残高となっております。これは先ほど配付した参考資料の上段の財政調整基金の年度末残高でも確認していただけると思います。資料につきましては、お手元のほうにあると思いますので御覧ください。

なお、財政調整基金は、平成17年度の合併以降、令和3年度まで取崩しを行ったことはなく、表のとおり令和3年度の28億8,000万円がピークで、昨年、令和4年度に初めて主に公営企業会計準備資金として、約4.2億円の取崩しを行いました。

また、議員の言われている40億円は、下段の基金全体を御覧いただくと6年前

の平成29年度末に一般会計全体の基金残高が39億8,500万円、表では39.9億円としていますが、四捨五入で約40億円になるので、おそらくその時の数値ではないかと推測します。

以上です。

9今泉 ありがとうございました。私が財政調整基金で 40 億円ぐらいというのは多分間違えまして、これ基金全体のことで今調べていただいた金額だということがわかりました。

財政調整基金は現在のところ 24.6 億円というのですが、これが令和 14 年頃になると減ってしまって、本当になくなってしまうような状態になると設楽町の財政も大変なことになると思います。ならないように、何とか皆さんで頑張っていかないけないと思っております。

続いていきます。3番目。

毎年一般会計など監査をしているが、健全化判断比率は標準財政規模、公営企業など財務処理しているが、実質赤字比率は昨年度黒字決算で15%以上になると健全化基準に該当すると理解しているが、今後の見通しを教えてもらいたいと思います。

財政課長 財政健全化比率につきましては、財政の健全化に関する法律により、毎年 決算時の議会、9月議会に監査員から意見書を報告していただいております。

再び先ほどの資料の最下段、財政健全化比率を御覧ください。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来 負担比率の4つの判断比率があり、各比率については、左から令和4年度決算の 数値、10年度、14年度は見込みの数値と基準を示したものであります。

御質問の実質赤字比率ですが、議員の言われるとおり、黒字のため数値は入っていません。今後も適正な財政運営を心がけますので、早期健全化基準の15%を超えることはないと思っております。

ただ、実質公債費比率については、公債費が増加すると数値も上がりますので注視しております。令和4年度決算時は6.1%、公債費の支払いがピークになる令和10年度は9.0%、令和14年度は8.2%で、令和11年度以降は減少を見込んでおります。今後、事業を行って多額な借入れをする場合は、この比率に注意して適正な借入れに努めていきたいと思います。

以上です。

9今泉 はい、よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、続いていきます。4番目。

現在、設楽ダムの8年延長で令和16年になり、800億円追加補正されましたが、 設楽町にどのくらい還元があるかないかを教えてもらいたいと思いますが、いか がですか。

財政課長 国のダム建設事業費は800億円追加され、2,400億円から3,200億円となり、追加事業費は、工事単価の上昇や働き方改革、付替道路の見直しなどによる

増額と聞いておりますので、町内事業者がダム工事を受ける以外は、町に直接的な還元はないと考えており、町としては、地域経済への波及効果を期待しているところであります。

ダム工事が8年延長により、今後10年の間に設楽町に800億円が追加で投資され、ダム本体工事が始まると年間450人~600人の工事作業員が来ると見込まれ、宿舎が町内に建てられると聞いており、早期にニーズの把握を行って、商工業者と連携して、今からできることを準備し、町内での消費拡大に努めたいと思います。

また、観光面でもダム本体工事が本格化することで、ダム現場ツアーなどで訪れる方も増えると思いますので、設楽町内の観光地も併せてPRができればと思っております。設楽町への来訪者が増えますので、町内外の方にビジネスチャンスと捉えていただいて、地域振興につながればと考えております。

以上です。

9今泉 よく分かりました。ダムの延長についてはやっぱりいろいろ考えられますが、働き方改革が一番のの原因じゃないかというふうに思っております。それによって、このように延びてしまったと私は思っております。

続いて、5番目いきます。財政健全化に向けて、公共施設の廃止、地区移譲してどのくらいの財源が減少するのか、また、見込額を教えてもらいたいと思います。

財政課長 町では、公共施設の廃止や地区移譲について、令和8年度までを計画期間 とする「設楽町公共施設等総合管理計画」に基づき、取り組んでおります。

令和8年度末までに施設の廃止及び移譲・複合化予定施設は26施設あり、計画当時の試算——令和元年度でありますが、廃止等における削減額は、令和9年度以降で、年間約3,100万円の減少を見込んでおります。これまでの取組状況でありますが、令和4年度までに6か所の施設の取壊しを行い、年間約1,160万円の減少となっております。

以上です。

9今泉 ありがとうございました。今説明いただきました。

公共施設の適正化について答弁がありましたが、公共施設の受益者負担の適正 化の維持管理や運営、行政サービスの提供の経費は、使用料と税金で賄われてい ると思うが、施設の利用の有無で公平性を確保しなければならないと思います。 全ての経費を税金で賄うとそのサービスで不公平が生じます。これらのことから 受益者の負担割合はどのようにするのか、どの程度負担を求めるか町の検討課題 と思います。

また、施設の廃業をすると困る地区もあると思われます。厳しい財政の健全化を全うするにはやむを得ないことは理解できますが、施設の廃業する地区には、町として地区懇談会等で説明していることは分りますが、もう少し町民に対し分かりやすく具体的に説明をしてもらいたいと思いますが、町の見解をお願いしま

す。

財政課長 使用料につきましては設楽町使用料条例で使用料を定め、利用者の方に御 負担いただいておりますので公平性は確保されているものと考えております。

使用料の額につきましては、今後財政状況も厳しくなりますので、各施設の利用状況や運営状況を考慮した料金体制を検討することも必要になるかと思っております。

公共施設の統廃合等につきましては、設楽町公共施設等総合管理計画に基づき進め、昨年度から地区懇談会において対象施設の状況について説明しているところでありますが、今後、各室の検討状況などについてもお示しができればと思います。

施設の統廃合の取組については、関係する地域住民の皆様や団体との御協力、 御理解得られるよう、今後代替施設の利用などについて町の方針を丁寧に説明してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

9今泉 よく分かりました。ありがとうございました。

続いていきます。6番目。財政運営について、町債のほとんどが過疎債を占めているが、投資的経費を借り入れる予定であると思うが、ダム関連事業終了予定後の令和9年度以降は定額3億円を見込むと記載されているが、町民への影響はあるか、ないか、お聞きしたいと思います。

財政課長 設楽ダム建設事業は令和 16 年度まで延長されましたけれども、現在のダム関連の計画でありますが、水特事業や基金事業が令和8年度までの計画となっておりますので、現在の財政計画も、ダム関連の事業費は令和8年度までの計画として入れております。令和9年度以降の計画には、ダム関連事業は見込まず、現在3億円の借入れを見込んだ計画となっております。

この3億円という額ですけれども、令和8年度にダム事業の完了に伴い関連工事が落ち着き、町の財政規模に合った借入額として設定しております。また、ダム関連事業の完了後の事業量を平準化したもので、将来世代への負担軽減を考慮し、借入れと返済のバランスを意識したものでありますので、町民への大きな影響はない額だと思っています。

なお、来年度以降に水特事業や基金事業の計画が変更されたのち、町の財政計画も見直したいと考えています。

以上です。

9今泉 よく分かりました。ありがとうございました。

続いていきます。7番目。基金繰入金は、令和5年以降はふるさと寄附金基金と言われていますが、他に繰り入れする財源はないか、お聞きしたいと思います。

財政課長 現在、設楽町の一般会計の基金でありますけれども、財政調整基金と 12 の特定目的基金があり、特定目的基金、例えば減債基金、ふるさと創生基金などは、基金の目的に合った事業を行った場合に繰り入れ、その財源としております。

令和5年度当初予算では、財政調整基金、ふるさと寄附金基金以外に森づくり 基金から繰入れを行っております。

以上です。

9今泉 よく分かりました。

続いて伺います。8番目。令和4年度財政健全化審査の意見書を見ると、総合意見で、健全化比率及びその算定の基礎が適正に作成されていると監査員の意見があり、指摘する事項はないと言われているが、町民の皆さんは、実質赤字、連結実質赤字、実質公債費、将来負担比率ということが理解できないと思います。このことにより、町民の生活環境にどのような影響をもたらすか教えてもらいたいと思います。

財政課長 設楽町では、財政健全化比率の基準を超えることはないと思っておりますが、基準を超えた場合、自治体は「財政健全化計画」または「財政再生計画」を立てることになり、国の指導を受けながら、財政運営をしなくてはいけなくなります。

仮に、このようなことになれば、自主的に歳出の抑制や歳入の確保に取り組むことになります。福祉・教育などの町民サービスの低下が見込まれますし、道路や河川の改修、学校等のインフラ整備などの公共事業が縮小になると思われます。また、各種使用料、手数料の値上げなどを実施することも考えられ、町民の生活環境に大きな影響があると思っております。現在、財政再生計画を立てている自治体は、夕張市、1団体となっております。

以上です。

9今泉 今分かりまして、使用料、手数料などでこれから負担がかかるということがよく分かりました。ありがとうございました。

続いて、9番目にいきます。どこの自治体も人口減少に伴い、税収入が満たさない。本町もこれらの余波があると考えるが、移住定住にもっと力を入れるべきと思うが、町の見解をお聞きしたいと思います。

財政課長 人口減少により、町税等の収入が減少することは、自主財源が少ない町の 財政を圧迫する一因となりますので、人口増加につながる移住定住対策は、重要 な施策と考えております。移住定住対策については、これまでの取組により、移 住希望者が望む、人と人とのつながりや地域とのつながりが生まれておりまして、 地域の若者を中心とした団体にも動きが出ておりますので、町も一緒になって進 めてまいりたいと思っております。

以上です。

9今泉 やっぱり移住定住は大事ですね。ありがとうございました。

10番目いきます。物価高騰に伴い、町民の暮らしも厳しさを増しているが、国の方針で所得税、住民税の減額を明示しているが、それは若干の還元措置としか思えません。一番大事なのは、社会保険料の減額のほうが効果あると思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。国のことだから分からないかもしれません

が、いちおう聞きたいと思います。

財政課長 国の施策については、国会で議論された施策でありますので、町としては この施策の是非にかかわらず、国の方針に沿って実施してまいります。

社会保障費の減額のほうがより効果的ではないかという御質問だと思います。 例えば、保険料や医療費の負担割合が減少すれば、町民の方も負担軽減の効果が より実感できるかもしれません。町としては、その減額分を、国が恒久的に財源 を確保していただけるのであれば、大変効果があるのではないかと考えておりま す。

- 9今泉 やはり国の方針でこのようになっておりますし、やむを得ないと思います。 低所得者に所得税3万円、住民税1万円を減額し、さらに7万円を給付すると 言っているが、所得税等の減額は理解できます。財産家だとか、預貯金が多くて 年間200万円以下の収入がなければ低所得者と認め、7万円に該当するというの は私はちょっと矛盾を感じてしまいます。これも国の方針と言われば仕方がない と思いますが、はっきり言って所得税の減額よりも、私は、先ほども申しました ように、社会保険料を減額すればサラリーマン世帯の1か月の給料の手取りが多 くなると思います。このことによってどう思っているか、これも国からの指示で まだ決まっておりませんが、私はこのことについて、ちょっと町としてはどうい うふうな見解を示しているかお聞きしたいと思います。
- 財政課長 国が示している今後の減税だとかそういった部分もありますし、今後、社会保障費についても、国のほうで保険料の減額とか医療費の減額について御議論をされて、国の施策として実施されるのであれば、設楽町もその方針に沿って実施させていただきたいと思っております。
- 9今泉 やっぱりそういうふうな回答が来ると思いました。

続いて11番、最後にいきます。

来年度、本町に対する地方交付税はどのくらい想定し、町の歳入と合わせた収 支における財政の状況を、土屋町長はどのように受け止めているか、その見解を お聞きしたいと思います。

町長 まず最初に断っておきますけれども、議員も御承知のことと思いますけども、 健全化というふうに表題に謳ってありますけども、設楽町の財政、ただいま全く 健全でございますので、そこだけはお間違いのないようにお願いをしたいと思い ます。

健全化ではなく、私、スリム化をしたいということを申し上げているのであって、今のところ健全でありますのでお願いします。

来年度予算の編成につきましては、現在財政課と担当課のヒアリングが終わった段階であります。地方交付税については、財政担当からは、公債費の増加による交付税措置の増加要因というものがあるものの、人口の減少であったり学校の統廃合によるということで少し昨年よりも減額になるのではないかというふうに聞いております。予算編成につきましては、令和6年度の国・県の財政施策の動

向を踏まえながら精査をしてまいりたいというふうに思っております。

私、懇談会でずっと申し上げているわけでありますけれども、設楽町、今健全ではあるんですが、これまでいろんな補助制度であったり事業をやってきて、積み上げてくるばっかりでありました。これから、今日もこのあと6人の議員の皆さんから質問をいただくのですが、そのなかにも新しい補助制度の創出だというようなお話も出てきます。時代が変わって進化をしていくわけでありますので、その時点で新たな補助制度は必ず必要になるものと思っております。ですが、新たなものを作ることは簡単ですが、どこかで古いものを少し精査をしてやめていかないと、とてもではありませんが、この限られた予算の中で全てのものに対応していくのは不可能だというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆さん、住民はもちろんであります、そういう意味を持って懇談会を開催させていただいているわけでありますけれども、ぜひ議員の皆さんにも、どんな町を作っていくために、何をやめて、何を選んで、何をこれから新しい補助制度を作っていくために、何をやめて、何を選んで、何をこれから新しい補助制度を作っていくのかというところも一緒になって検討していただきたいなと思っておるところであります。

私からは以上です。

9今泉 ありがとうございました。いずれにしても厳しい状況になっていくのは財政 でございます。設楽町もそのような状況に進んでいっていると思います。そのよ うなとこがないように何とか町民の皆さんみんなで協力して、財政が少しでも潤 うような形をとっていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に3番原田純子君の質問を許します。

3原田(純) おはようございます。3番、原田純子です。議長のお許しを得ましたので、一括で質問させていただきます。

設楽町の65歳以上の高齢化率は2025年には、全国平均が28.7%であるのに比して設楽町は53%を超えるという推計が出ています。設楽町はこうした状況の渦中にありますので、高齢化による課題の一つである、高齢者のごみ出し支援について伺います。

「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」が、令和3年3月に環境省より出されています。この手引書には次のような記載があります。

「高齢者世帯の増加に伴いごみ出しに課題を抱える事例が増え、この傾向は今後数十年に渡り続くものと見込まれるため、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じている事態への対応に伴い、地方自治体が高齢者のごみ出し支援の制度を設計し運用していくプロセスを、アンケート調査・現地ヒアリング調査及

びモデル事業を実施して、その結果を踏まえ解説したものであり、この手引きは 今後、高齢者のごみ出し支援を行おうとする地方公共団体が、どのようなことに 留意して制度設計を行い、持続的に運用していくかを考える上で参考となる様、 制度設計の計画書作成に活用できるように作成されたものである」と解説されて います。

設楽町では令和3年4月1日、「設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業実施要綱」が施行されました。見守りごみ出し支援事業は、既に社会福祉協議会で始められていますが、令和5年10月拠点を東栄町から名倉に移転されたNPO法人北設楽福祉支援センターでは、令和5年11月3日より、高齢者の見守り及び生活支援を目的とし、ごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図るため、設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業を活用し、生活支援体制整備事業の中に位置付けられている協議体である、「名倉支えあいの集い」で話し合いを重ねつつ、生活課了承のもと、見守りごみ出し支援活動を社会福祉法人ゆたか福祉会設楽福祉会の御協力一一ごみの集積場所の提供を得て、名倉地区において開始されています。「設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業要綱」に記載されている奨励活動の対象世帯は次のとおりです。

- 1、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者
- 1、身体障害者福祉法第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- 1、精神保健及び精神障害者福祉に関する第 45 条の規定に基づき精神障害者保 健福祉手帳の交付を受けた者
  - 1、療育手帳制度要綱の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者
  - 1、その他町長が必要と認める者

以上のように、設楽町では、現状でごみ支援が明確に認められているのは、要介護認定を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者です。

質問します。

1番、環境省の「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」の中で、制度を利用する利用者の範囲として要支援認定、要介護認定、障害者認定のほか、特例を認めるなどの用件を検討するとの記載があります。

設楽町では、高齢者等ふれあいごみ収集事業の対象から、要支援認定者と特例が除かれています。その理由として「その他町長が必要と認める者」と「特例」は同じ意味を持つ同意語として捉えて間違いありませんか。

2番、設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業の「高齢者等」の「等」の内容に ついて御説明ください。

3番、設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業に記載されている「その他町長が必要と認める者」の規約が透明性をもって運用されるには、判断基準を明確にし、想定されるケースに対応できるように、現場のヘルパーさんやケアマネージャーさん、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健福祉センターなどの各福祉

関係者のお声を取り入れた、きめ細かなチェックリストを作成することが不可欠 であろうと考えますが、お考えをお聞かせください。

4番、高齢者のごみ出し支援が、離れて暮らす御家族の協力やきずなを弱めることにならないか、自助を怠ることにはならないかといったお考えもあろうかと思います。これについては、お一人お一人を取り巻く環境・実態・家族関係などケースごとに仔細を把握している現場の担当者と福祉関係者、さらに御本人と御家族の言葉に耳を傾ける柔軟な対応が求められると思います。これについてのお考えを求めます。

5番、環境省の「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」に次のような記述があります。「要支援者等に対しては、介護保険制度における必要な生活支援を行う第1号(介護予防・日常生活支援総合事業)による支援が可能である。総合事業は市町村が主体となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画して地域の支えあい体制を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等の提供を目指している」。ここにあるように、日常生活総合事業の対象である要支援者に対して、ごみ出し支援事業の対象に入れていただくことを望みます。これについてのお考えを伺います。

6番、「その他町長が必要と認める者」の対象者への1つの考え方の基準として必要だと思われたので、環境省の「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」から引用します。

「高齢者の身体状況により、重い家庭ごみ等の排出が可能であるかどうかは、 必ずしも要介護・要支援の認定だけでは測れないことを認識すること。部位によ り、要介護・要支援の認定をもらえない高齢者の、身の回りの動作が困難である ケースに遭遇する。こうした身体の行動判定には面談が欠かせない」。このよう な事例についてのお考えをお聞かせください。

7番、ごみ出し支援事業のもう一つの意義と目的に「見守りによる安否確認」があります。NPO法人北設楽福祉支援センターでも、ごみ出し中に利用者から体調の異変について話しかけられたと聞いています。手引き書にも、ごみ出し支援を通じて平常と異なる利用者の表情や仕草に気づき、脳梗塞の初期症状が判明した例など、実証実験中に起きた事例等が載っています。

NPO法人北設楽福祉支援センターでは、高齢者ごみ出し支援事業の対象者の 御家族に見守りの同意を得ていて、異変があれば緊急連絡先に連絡を入れること になっています。ごみ出し支援事業による見守りと安否確認の位置付けと受け止 めをお願いします。

ここからは、身近な具体例で質問させていただきます。

8番、収集場所まで、ごみを運ぶこともそれなりの困難を伴う状況に加えて、 ごみの分別が理解できないためにごみをため込んでしまう要支援の単身世帯の高 齢者の事例が町内にあります。現状ではこの事例の方はごみ出し支援を受けるこ とができません。この事例にはどのような対応が求められますか。 9番、寒さや凍結により危険性が増す冬の季節には、ごみ出し支援の必要な方が増えるのではないかと推察されます。これについての対策をお聞きします。

10番、家族の都合や近隣住人の都合で、ごみ出し支援ができない場合の対応について伺います。

11番、燃えるごみの収集場所と、その他のごみの収集場所が異なり、自宅からの距離が離れているために、この先、ごみ出しが困難になっていくケースが考えられます。この場合、どんな方法が考えられるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

町民課長 それでは、私のほうから、ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

まず最初の、高齢者等ふれあいごみ収集事業の対象から、要支援認定者と特例が除かれているが、その理由の一つとして、「その他町長が必要と認める者」と「特例」は同じ意味の同意語として捉えて間違いありませんか、という質問ですが。

「設楽町高齢者等ふれあいごみ収集事業実施要項」の4条では、「介護保険法に規定する要介護者や身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、そしてその他町長が認めた者」とあります。要支援者等が除かれていますが、状況に応じて対応するために「その他町長が認めた者」とあり、必要に応じて、ふれあいごみ収集事業の対象者となりますので、同意語としての意味ではありません。

続きまして2番目の、高齢者等ふれあいごみ収集事業の「等」の内容についてですが、対象者の中には高齢者ではない障害者などの方も事業の対象者となりますので、高齢者のみを対象とするわけではございませんので「等」という文字を入れてあります。

続きまして3番目の、「その他町長が必要と認める者」の判断基準を明確するための、現場のヘルパーやケアマネージャーさんの声を聞き入れるというものと、4番目の、現場担当者や福祉関係者、さらには本人や家族の言葉に耳を傾けるといった御質問について、お答えをさせていただきます。

現場での声は重要だと考えておりますし、そうした声がより事業の精度を向上させるとも考えております。しかし、対象者の状況はさまざまであり、細かなリストを作成しますと、逆に細かすぎるが上にリストから外れるケースも考えられます。こうした場合には、従来の「その他町長が必要と認める者」に該当する場合でもできないことが想定されます。あくまでも本当に支援が必要な方に対してのサポートを最優先に考えていますので、現行の要綱がベストとだ考えます。

なおケアマネージャーや地域包括センターなどとは定期的に会議等があるため、 その場で現場の意見を聞き、事業運営にも結びつけていきたいと考えております。 そのために本人や家族の声はケアマネージャー等を通して柔軟に幅広く聞き入れ ていきます。 続きまして5番目の、ごみ出し支援の対象である要支援者に対して、ごみ出し 支援の対象に入れることと、ごみ出しの支援の判断が必ずしも要介護・要支援の 認定ではないということについてお答えいたします。

最初の1番目の質問でお答えしましたが、対象とある者は、生活環境や本人の体の状態などでさまざまだと考えます。議員が言われるとおり、一律に対象者を決めることは難しいケースもあります。そのためにも「その他町長が必要と認める者」の項目を適用して、本当に必要な方に対して事業を進めていきたいと考えております。ただし、本来はできるけど面倒だからとかの理由で申出をされるケースもあると思いますが、そうした場合には逆に老化を早めてしまうことにもなりかねませんので、何が一番良いのかも考えながら事業を進めてまいりたいと思います。

7番目の、ごみ出し支援の「見守りと安否確認」の位置付けと意義の受け止め についてお答えいたします。

ごみ出し支援をすることにより、見守りと安否確認の機能が十分に発揮されることは認識をしております。こうした見守りは高齢者世帯などにとってはとても重要なことだと考えます。事業を実施される方が今後もごみ出し支援をしつつ、高齢者の様子を注意して見守ってくれることに感謝をしております。

続きまして、8番目から11番目の質問についてお答えします。ごみをため込んでしまう要支援の単独世帯の事例や、寒さや凍結の対策、それから、家族や近隣の都合でごみ出しの支援ができない場合などについてお答えいたします。

ごみを運ぶことが困難な要支援者の対応や、寒さや凍結により危険性が増す冬季対策については、それぞれの方の場合で状況が異なると思いますので、まずはケアマネージャーなどに相談をしていただいて、現状の生活を続けるかどうかも含めて最も良い方法を選択していただければと思います。前の質問にもお答えをしましたが、要支援者の場合には「その他町長が必要と認める者」の項目適用もありますので、御本人さんの状態からして検討して、判断をしたいと思います。

対象者の方が引き続き現状の生活を維持するとした場合には、まずは身内の方の援助を検討しますが、高齢者にとっては身内の援助が最も望むことだと考えますが、こうした援助がない場合には、地域の方も有効な対策だと考えます。地域の皆さんに負担をかけてしまうことにもなりますが、ふれあいごみ収集事業では、NPOや老人クラブなどの団体も支援事業者としての補助対象となります。逆に健康な高齢者の方がこうした活動に参加することで、御自身の健康寿命を延ばすことにもつながりますので、そうした機会があればごみ出し支援への参加もお願いしたいと思います。

いずれにしましても、地域の限られた人材をいかに活躍の場に誘導していくかが現在の重要な課題であると認識をしています。今後は、こうした課題を少しでもクリアしつつ、高齢者の方々が安心して生活していける地域を目指していきたいと考えております。

以上です。

- 3原田(純) 確認ですが、「町長が必要と認める者」というのの対象者は要支援者で すか。
- 町民課長ケースバイケースで要支援者も含まれるという意味です。
- 3原田(純) では要支援者以外を教えてください。
- 町民課長 ごみ出しができない状態の方です。
- 3原田(純) ということは、ここに書かれている5つでしたかね、その基準以外の方でも、ごみ出しが不可能であれば、可能というふうに理解していいでしょうか。
- 町民課長 ごみ出しができない場合はここの対象になると考えてよろしいですが、ただ、そのほかにも条件、その方環境だとかそういったものもありますので、総合的にそこのところは判断をしたいと思います。
- 3原田(純) その判断は誰がするんでしょうか。
- 町民課長 申請を出された段階でリストもありますので、そこで町のほうで判断をさせていただきます。
- 3原田(純) 先ほどのチェックリストというのは、チェックリストにも漏れる方がいらっしゃる可能性があるから作らないというふうにおっしゃいましたけれども、むしろその「町長が必要と認めるもの」というものの判断基準がなければ、非常に不透明な判断になると思うのですが、そこはいかがですか。
- 町民課長 先ほどもお答えをしましたが、その点についてはそれをこと細かく定めた ことにより逆に漏れてしまう方もいるという、そういう懸念もありますので、そ こは従来どおり阻止したいと思います。
- 3原田(純) では、漏れてしまう可能性がある場合には、規約のところに1つ入れておけばいいんじゃないでしょうか。漏れてしまう場合もあるかもしれないけど、その方についてはまた対応も考えるというようなことを一筆入れておけば、チェックリストを作る、大勢のその福祉関係者の方々の御意見を伺って、現場の意見を伺ってチェックリストを作るということがいいんじゃないかと思います。いかがですか。
- 町民課長 今議員がおっしゃられたことも含めて、「その他町長が認める」ということで表現をさせていただいております。
- 3原田(純) ということはチェックリストを作成する可能性もあるということです よね。
- 町民課長 先ほどもお答えをいたしましたが、今の要綱が、今の状態がベストだと考 えておりますので、今の状態でいきたいと思います。
- 3原田(純) 一度関係者の方はぜひ現場に行っていただきたいと、そのように思います。

これで質問を終わります。

- 議長よろしいですか。
- 3原田(純) いいですか。

議長はい、それでは認めます。

3原田(純) 町長さんの御答弁をお伺いします。

町長 課長は答えておりますけれども、あまり事細かに決めてしまうと、それこそ漏れる方がみえる、少しファジーなところがあるので救われるということもありますので、私も今の体勢はそんなに悪くないというふうに思っております。

先ほどの予算のお話の中でもお話をさせていただきましたけれども、こういったことがこれからだんだん必要になるというふうには思っております。ですが、それを全て町でやっていくことが本当に現実的で、将来に向かって大丈夫なのかという議論はきちんとするべきだと思っておりますし、これをやっていくがために何かをやめるという議論もやっぱり一度議員の皆さんともしたいと思っております。

こういったごみ出しというのはこれから大きな課題にはなってまいりますけれども、私の御近所にも足が御不自由な方がお見えになるわけでありますけれども、こういった町の補助制度を使うということではなく、御近所の方が一緒に朝ごみを出されるというような地域内の助け合いみたいなことをされております。それを全ての所でやってくださいということではありませんが、ぜひ自助共助地域の助け合いということもこれから1つのテーマでありますので、一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

- 3原田(純) もちろんNPO法人北設楽福祉支援センターも町の補助を受けている わけですけれども、でもそのように各地区で自分たちでもやりたいという方々や 団体が出てくる可能性もあるんですよね。だから、やっぱりその方たちも動ける ようなきめ細やかな体制というのが必要であろうと思います。何も全て町におん ぶに抱っこしたいという思いでは、私は発言はしてないのですが、ぜひそこをき め細かな対応をお願いしたいということを思います。よろしくお願いします。
- 教育長 ちょっとお話させていただきます。まず最初にこれを始めようと思ったのが、 特別交付税の対象になりました。なので、財源が国で賄われます。たくさんの団 体が参加していただければその分特別交付税がつきます。財源が単独の町費を使 わなくてもできます。先ほど町長も課長も言ったように、これって地域包括ケア ということで、みんなで弱者の見守りをしながら助け合っていこうねというのが 趣旨です。なので、できるだけそういった対象者も、さっき町長が言ったように ファジーな考えで、あんまりきちっと決めるんじゃなくて、そうやって助け合い をしていくという考えなので、こういった要綱を作らせていただきました。 以上です。

3原田(純) はい。これで終わります。

議長これで原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

休憩 午前 10 時 17 分

再開 午前 10 時 30 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

冒頭に、先ほど原田純子君の一般質問の中で、大須賀教育長からの答弁がございました。答弁者の中に含まれていないのに私が指名をしてしまいました。大変申し訳ありませんでした。同時に、答弁者は当初通告書のほうで報告をされておりますので、今後注意をしていただきたいと思います。私も注意していきます。

議長 次に、1番、村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1 番村松一徳です。議長の許可を得ましたので、一括方式で質問します。 今回は、「WRCの総括・評価と次期開催に向けて」と「ごみ出し支援の充実 とボランティアごみ袋の導入について」の 2 点について問います。

1つ目です。「WRCの総括・評価と次期開催に向けて」です。

昨年に引き続き、WRC――世界ラリー選手権が、開催されました。当日は、ラリーには不向きの悪天候であり、スペシャルステージ設楽町SS4はキャンセルでしたが、車両の走行はあり、リエゾン区間で観戦できました。その後の設楽町SS7は完全実施され、初めてレースがこの設楽町で成立したことに安堵した次第です。実は私も昨年に引き続きボランティアに参加させていただきましたが、昨年より運営方法など進展があり、良い感じで実施されたという感想を持ちました。

このようにトヨタ自動車や豊田市や恵那市の支援を受け、世界的にも有名なラリーが今年も設楽町で開催できたことを前向きに捉えています。一方、ラリーには、「全く興味がない、迷惑ではないか、経済効果がなくお金の無駄ではないか」という方々もいます。今後は、多くの住民に支援いただけるよう雰囲気作りをしていくべきと考えます。WRC関連予算を計上し、継続実施していくことは、将来への有益な投資として捉え、継続すべきという思いを込め、以下の質問をいたします。お願いします。

1つ目、今回の予算執行状況、今年度は関連予算として1,030万円だと思いますが、その詳細の内容。収支、収入と支出の内訳が分かれば教えてください。

2つ目、経済効果はどの程度あったか。さらには設楽町の魅力を発信できたと 考えているかどうかです。

3つ目、事前のラリー教室等のイベント回数と参加者・人数とその内容を教えてください。

4つ目、設楽町SS、稲武ダムSS、パブリックビューイング3か所――道の駅したら、役場本庁、津具支所のボランティアやオフィシャル等の人数を教えてください。できれば当日の参加人数が分かれば後でまたお示しいただきたいと思

います。

5番目、町職員のラリー関連イベントへの参加人数と参加割合。

6つ目、実施後の地元住民や外部来町者の評価や賛否意見の把握状況、あれば 教えていただきたいと思います。具体的な例で申し上げますと、私の聞いている 範囲ですが、有料観戦エリア以外の地区住民無料観客エリアの設置。観戦エリア の携帯電話の電波状況の改善等が挙げられていました。

7つ目、WRCに関する町行政の総合評価と今後の見通しです。その中で具体的には、当初計画されていた農免道路を使用することができませんでした。これは6月の台風による被害のためです。その農免道路修復工事と名倉・東部地区への再度のコース設定をしたらどうか。リエゾン区間の見直し。今年も周知されていましたが、もっと地区住民の方が見る機会が増えてほしいなということです。さらにはそのための周知のためのPR活動の強化。コース整備に関する事業では、地元業者をさらに活用してほしいということが考えられると思いますが、その評価と今後の見通しを教えていただきたいと思います。

「設楽町でぜひWRC世界ラリー選手権を続けてほしい」という声が広がれば うれしい限りです。来年度も日本開催は決定しています。しかしながらそのよう な合意形成を主催者側と開催地側、また住民の皆さんもそうですが、両者に有益 な大会を目指すべきと考えます。よろしくお願いします。

2つ目です。「ごみ出し支援の充実とボランティアごみ袋の導入について」です。

北設広域事務組合――設楽町・東栄町・豊根村・根羽村のごみ・資源分別方法が昨年8月に改訂され、プラスチックごみの分別収集が開始されています。また、中田クリーンセンターの老朽化に伴い、新城市と合同した広域でのごみ・資源を分別回収することが現実を帯びているようです。

そこで、先進的な取組をしている市で取り入られているボランティア袋や紙おむつの専用袋を導入してはどうかと考えます。ボランティアによる道路、河川、公園等の公共地を掃除したごみを入れる袋や、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯に多く使用されている紙おむつの入れる専用袋、導入している所では1回申請につき、1人につき30枚配布している自治体があると聞いております。全国にそういう所が多数あります。それらの導入を検討していくべきと考えます。現在使用している指定袋に目隠しをして入れる手間を考えれば、中身が明確なごみならば安心して収集もできることでしょう。近い将来、紙おむつのリサイクルも検討されていることも聞きます。このような視点から以下の質問をします。

1つ目、ボランティア袋や紙おむつ専用袋を導入することを考えませんか。

2つ目、先ほど同僚議員から出ておりました、ごみ出し支援の強化・充実を考えないか。現在は自治会とか社会福祉協議会等、高齢者等ふれあいごみ収集事業による、ごみ集積所や中田クリーンセンターへの搬入への補助はあるが、それ以外の方法を考えませんか。

3つ目、田原市さんでは、ごみ分別アプリ「さんあ~る」のような配信をしております。それを設楽町も導入を考えてほしいなということです。これは住まいの地区のごみ収集日を明示して、そのことを知らせてくれる専用のアプリがあります。そうすることが可能ならば、今北設でやっている、この週はプラスチックごみだよ、次の週は缶とか瓶の日だよということで、今困っているのは時々その収集がずれていったり、地区によってはそのまま放置されているごみ収集所があると聞いております。私もそれを見ておりますので、そういうのを改善できるのではないかということです。

このようなことを、設楽町だけでなく北設広域事務組合でも率先して導入していく、そうすれば、3世代に渡って今よりももっと住みやすい北設地区になると思います。毎回の広報無線だけでなく、幅広く周知していくことが必要だと考えます。ぜひ、検討をよろしくお願いします。

ここで1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課より、WRCの関係についてお答えさせていただきます。

まず1つ目の、予算執行状況の詳細内訳についてお答えさせていただきます。 まず、現時点では歳入、歳出共に執行途中ですので、今現在の見込みであることを御了承ください。

まず、歳入です。歳入は主にチケットの売り上げ収入となります。収入予定額617万1,200円を見込んでいます。

続いて歳出です。

報償費として駒ヶ原駐車場用地整備謝礼として2万1,450円を支払っております。

需用費の食糧費として関係者の弁当代8万8,300円の支出見込んでおります。 消耗品としてWRCの啓発用ののぼり旗44万円、横断幕18万1,500円、啓発 用のウェットティッシュ9万6,800円、関連資材3万5,552円など、消耗品として152万5,608円の支出を見込んでおります。

印刷製本費としましてWRCポスター印刷 14万8,500円、観戦エリアガイド印刷として1万450円。需用費として0総合計として0177万02,858円となる見込みです。

続いて役務費です。一般通信運搬費 1,600 円、浄化槽清掃手数料 2 万 7,500 円、イベント損害保険料 2,952 円で、役務費としての合計 3 万 2,052 円の支出となります。

続いて委託料です。WRC観戦会場設営等委託料として619万9,144円、路面清掃委託2万9,120円となる見込みです。

続いて使用料及び賃借料です。駒ヶ原駐車場用地借地料として 10 万円、重機借上として 113 万 8,200 円、奥三河総合センター会場使用料 5,700 円、寝具リース料 4,950 円、AED借上料 29,700 円の、使用料及び賃借料合計は 127 万 8,550

円を見込んでいます。

最後に原材料費です。駒が原駐車場用地への砕石代として 44 万 2,400 円となります。

歳出合計として 975 万 5,574 円となる見込みであります。

続いて2つ目の、経済効果はどの程度あったか、設楽町の魅力を発信できたか、 の御質問ですが、こちらも現時点で分かっている範囲でお答えします。

WRC開催において町内の宿泊施設に確認したところ、おおよそ 150 名の方が WRC関係で町内に宿泊をされております。そのほか、パブリックビューイングを行った道の駅したらでは、リエゾンの応援もありますが、通常の金曜日より約400 名の来場者が増えたと聞いております。それらにより、それなりの経済効果はあったと考えております。

設楽町の魅力の発信につきましては、ラリージャパンウォーカーという冊子ですとか、公式プログラムの冊子に設楽町の見どころ等を掲載いただくなど、幅広く設楽町を紹介できたと考えております。

続きまして、3つ目の、事前のラリー教室等のイベント回数と参加者・人数と 内容についての御質問です。まずラリー開催までに3回のイベント等を行ってお ります。

まず1回目が、8月10日に奥三河総合センターで行ったラリー教室です。参加者は町民、町内小中学生、保育園児の総勢67名の参加をいただきました。

続いて、9月2日、3日と各道の駅、またはグリーンパークで、ラリー事務局が所有しますPR用ラッピングカーの展示を行い、設楽町でWRCが行われることをPRを行っております。しかし参加者のほうは統計をとっておりませんので不明となっております。

3回目は、大会開催 1 か月前の 10 月 17 日に、ここ役場議場で住民の皆さん向けに「WRCを楽しむ会」を開催し、40 名ほどの方に御参加いただいております。

続いて4つ目の、設楽町SS、稲武ダムSS、パブリックビューイング3か所のボランティアやオフィシャル等の人数についての御質問です。

設楽町の駒ヶ原観戦エリア、面ノ木観戦エリア、パブリックビューイング会場でのボランティアの人数は総勢で71名となります。この71名ですが、設楽町内だけでなく県内各所から、またはトヨタ自動車のボランティアの会の皆さんにも御協力をいただいております。次にオフィシャルの人数ですが、事務局に確認したところ、稲武ダムSS、設楽SS共に各177名とのことでした。

続いて5つ目の、町職員のラリー関連イベントへの参加人数と参加割合の御質 間ですが、先ほど報告しましたイベント回数と人数について、個人的に参加いた だいた役場職員の人数は含んでおりますが、最終的な役場職員の人数までは把握 できておりません。

6つ目の、実施後の地元住民や外部来町者の評価や賛否意見の把握状況についてですが、悪天候での実施や設楽町SSの1回目の中止、観戦エリアの携帯電話

の電波状況についても、観戦者からの苦情をある程度想定しておりましたが、それに対する苦情等は受けておりません。

また、携帯電話の電波状況の改善につきましては、改善するためには多額な費用が発生してしまうため対応できておりませんが、チケット販売段階からあらかじめ周知していましたので、現地でのトラブル等はございませんでした。

住民向けの無料観戦エリアの設置につきましては、今年は主催者からの意向で無料の観戦エリアを設けることができませんでした。多くの住民から無料観戦場所がないことについて非常に残念だとの声をいただいておりますが、無料観戦エリアの設置ができなかった代わりに、本庁、つぐグリーンプラザ、道の駅したらにパブリックビューイングを設置し、多くの住民の皆さんに来場いただいたこと、さらにはリエゾン区間での応援にも多くの住民の皆さんが参加いただいたことを考えると、WRCへの住民の関心が高まってきているものと感じております。

7つ目の、WRCに関する町行政の総合評価と今後の見通しでございます。

WRCに関する町行政の総合評価ですが、予算につきましては、決算において 必要経費等財政的な結果は今後お示しすることになります。主要成果報告書での 報告も行います。また、WRCは設楽町だけの開催ではありませんので、他市と の情報の共有や情報交換を行う中で、設楽町が改善すべき点などがあれば対応し たいと考えております。

また、コース設定につきましては、主催者側へ要望等はお伝えできますが、ラリージャパン全体での総延長の問題ですとかFIAによるコース設定が可能かどうかなど、こちらで判断できないのが現状でございます。また、リエゾン区間についても全体の競技時間等の問題もあり、要望はお伝えできますが、それが必ずしも叶うものではないとうことだけは、御理解いただきたいと考えております。

周知についてのPR活動につきましては、競技を開催して多くの皆さんに御理解いただいているものと思っております。事前にコースの詳細を公表できるものではないため、なかなかPR活動も難しい面もありますが、期日やおおよその内容等お伝えできる範囲で多くの方に楽しんでもらえるよう周知できたと考えております。

コース整備の地元業者の活用につきましては、今年も地元業者やシルバー人材 センターに御協力いただいております。また、地域住民の皆さんにも自主的に路 肩の草刈りなど御協力いただいております。そして、コース整備だけでなく、必 要な物品の調達、当日のスタッフのお弁当なども地元業者に御協力いただくなど、 多くの地元の方に携わっていただいておりますことをここで報告させていただき ます。

企画ダム対策課からは以上でございます。

生活課長 それでは生活課から、「ごみ出し支援の充実とボランティアごみ袋の導入 について」を答えさせていただきます。

設楽町、東栄町、豊根村及び根羽村のごみ収集処理は、北設広域事務組合が行

っておりますので、広域事務組合の回答を設楽町の回答と合わせてさせていただきます。

1番、ボランティア袋につきましては、現在設楽町では「クリーンアップしたら」の活動に参加いただける団体を対象に、可燃ごみ袋、不燃リサイクル袋の無償提供をしております。仮にボランティア袋を作成した場合でも、ごみの分別は必要になりますので、今ある種類ごとのごみ袋で分別いただけるほうが効率的だと思っております。

紙おむつ専用袋につきましては、今回の質問の主旨としては、家庭から紙おむつを可燃ごみとして出すにことに対して、専用袋を設けることにより、1番、ごみ袋の中に目隠しをするなどの余計な手間をかける労力の軽減やプライバシー確保。2番目として乳幼児、高齢者、障害者の世帯へ専用袋を無償配布することによる経済的支援について言われていると思います。

まず、目隠しをして出されていることについてですが、紙おむつ専用袋を使用している団体においても、専用袋は収集対象以外のものが混在していないか目視できるように半透明の材質になっております。これは分別収集の目的を確保する上で必要なことだと思っております。これと同様な理由で、当管内で仮に専用袋を作成したとしても中が見えない素材を使用するわけにはいかないため、必ずしも期待されるような、目隠しを行う手間の軽減や、プライバシーへの配慮がより促進される等の結果にはつながらないことが想定されます。

また、紙おむつ用の専用袋を作成した場合、今の可燃ごみ袋より製造が小ロットとなり、コスト面でも従前のものに比べて高くなりますので、専用袋の導入には積極的理由が見出しにくい現状であると考えております。

最後に、経済支援についてですが、もし仮に福祉施策として支援をする場合でも可燃ごみ袋を一定数配布する方法も考えられますので、こちらも専用袋の導入には積極的な理由が見出しにくい現状であると考えております。

2番目の、ごみ出し支援の強化、充実につきましては、現在設楽町では資源回収団体報奨金として、新聞、雑誌、段ボール、空缶等を収集する資源回収団体に対し1回5,000円と回収資源1キロにつき2円の支援を行っております。また、町民課では高齢者等ふれあいごみ収集助成として、高齢者や障害者などの世帯でごみ出しが困難な世帯に対して、ごみ収集場所などまでの持込みの支援を行っており、ごみ収集所まで1世帯1回150円、中田クリーンセンターまで1車1回1,000円の支援を行っております。また、北設広域事務組合では、資源回収活動報奨金として、段ボール、新聞紙、雑誌等を収集する資源回収団体に対し回収資源1キロにつき2.7円の支援を行っております。

このような支援施策は、地区の皆さんやボランティア団体の皆さんの御協力が 欠かせません。地域の限られた人材をいかに活躍の場に誘導していくかが、課題 の解決につながっていくと考えております。今後は、そうした課題を少しでもク リアしつつ、安心して生活していける地域を目指していきたいと考えております。 3番目の、現状の情報提供としては、昨年8月の資源分別方法の改定に合わせまして、分別方法の詳細を案内する「ごみ・資源分別ガイドブック」を作成し、年間の収集日程表と併せて全戸配布しております。町や組合のホームページでは、このガイドブックやごみの分別や出し方に関するQ&Aなどを掲載しており、スマホでの閲覧も可能となっております。

今回議員提案のごみ分別アプリですが、東三河の多くの自治体も導入しており、 他団体のアプリで試したところ便利で扱いやすくできており、導入に要する経費 も低額のことから、導入に向けて北設広域事務組合や関連構成町村へ働きかけて 行こうと考えております。

以上でございます。

町民課長 私からは、2番目の、ごみ出し支援の強化・充実についてお答えをいたします。

高齢者等ふれあいごみ収集事業は、高齢者等の方々が自宅からのごみ出しが困難な場合に、代わってごみ出しの支援をするものですが、奨励金の交付を受けようする団体は、地域団体、老人クラブ、NPO法人など幅広く対象となりますので、自治会や社会福祉協議会以外の団体でも申請をすることができます。

現在の補助以外の方法を考えた場合、例えば新たに業者に委託をして収集する 方法などが考えられますが、町内での範囲が広すぎてどこをどのように実施して いくか、またかなりの時間と労力を費やす内容が予想されるため、それだけの事 業を受けてくれる業者をどのように見つけ出すかといったような課題があります。

以上のことから、新たに制度を新設するよりも今ある制度の中で、いかに事業を担ってくれる団体を集めていくかを重点に事業を進めていきたいと考えます。 例えば老人会でも登録することが可能ですので、協力をしていただきたいと思いますが、町としても積極的な団体登録に結びつくようなPR等をして、より多くの方が参加できるように進めていきたいと思います。

町民課からは以上です。

1 村松(一) 答弁を受けましたが、まだ足りない部分があると感じましたので再質問をします。

まず、WRC関連です。

設楽町独自のプランを町から主催者に働きかけてもいいのではないかと思います。設楽SS、今2年目になりましたが、また3年目にやるときはもっと後押ししていただきたいなと思います。豊田市とか恵那市さんは、独自でお金を出してやっているのでなかなか設楽町さんはそこまでいかないと思いますけども、新城市なんかでは、新城ラリーを20年間やってきたという実績があります。そういうことで1回の開催なんですけれども、住民の方が楽しめるような、ラリーカーを見学する場を設けるとか、そういう要望を実現しています。

今回道の駅したらには、開催の週末には1日80人ぐらいの方が来てとても賑わったということですので、そういうことでもっと設楽町の独自色を出してほしい

なと。それは企画ダム対策課、それから町長始め、皆さんでもやっていっていい と思います。向こうが駄目だからといってすぐ引き下がるんじゃなくて、こちら はこういう魅力をやりたいし、お互いに世界ラリーをもっともっと皆さんに周知 させていきたいという、そういうことで前向きに捉えてほしいなと思います。

豊田市さんのほうでは、小中学校を巻き込んで、ラリーカー、実際走る車にそのデザインを考え、それを応募し、それが採用されているというようなことも伺っています。そのようにもっともっと働きかけを強化してほしいなと思います。

あともう一点ですが、限られた予算の範囲内で今回なされているとことは持続可能だということです。その前の年は、2年前ですかね、1,200 万ほど予算計上されていますが、今回はそれが減っている。また来年以降どうなるかというと、先ほど課長さんが示したようにボランティアの協力がかなり進んでいるので、予算面でもそれほどかけなくても、皆さんの地域の力、応援する人たちが増えてきたっていうことはこれからも持続できる可能性があるということですので、そういう面を大いにアピールしていってほしいなということです。

設楽町の魅力を発信するということでは、表彰式でも地元の酒造会社のお酒をシャンパンファイトに使っているということで、とてもアピールしていると思います。そういうことをもっともっと生かして設楽町のコースを魅力的なものにして、住民の方にアピールしていったらいい。どうでしょうか、無料観客席できないからといって諦めるんじゃなくて、それをこちらも後押しして、もっとやっていこうという、そういう気持ちが欲しいんじゃないでしょうかっていうことを言いたいです。それに関してよろしくお願いします。

企画ダム対策課長 はい、議員のおっしゃること非常に分かります。もっと設楽町独 自色を出したPRができれば本当はいいと思いますし、担当者も限られた予算の 中で知恵を絞ってPRをしてきております。言い訳になってはいけませんが、主 催があくまでも設楽町でないという部分では、独自色を出すというのが非常に難 しくなっております。

コース設定一つにとっても、ラリーの事務局、もしくは運営する側の意向が強く出ますので、設楽町とすると1人でも多くの方に見てもらいたい、そういった思いでコース設定のほうはしてきたわけですが、今回のようなコースでしか設定ができなかった。できれば広域農道を抜けて名倉に抜けて、リエゾンも名倉の中を抜けた中で田口へ抜けてというのも検討したのですけど、主催者のほうではコース上スピードが出過ぎてコース設定は非常に難しいというような意向の中で、一部広域農道は使いましたが、途中で林道に入って八橋に抜けるコース設定が最終的に採用されたというような状況があります。うちとしてなるべく多くの方に見てもらうための要望は事務局のほうに伝えてはきております。が、なかなか思ったようにうちの意見が取り入れてもらえないという現状もあるということで御理解いただければと思います。

あと予算面でも、去年よりなるべく少なく、多くの方にという思いでおります。

パブリックビューイングも初めて今年度から行い、かなり多くの方に、現地に行けない方についてパブリックビューイングで見られたということも伺っております。いろいろな方法を試行錯誤しながら考えて今後も行きたいと思いますし、今年反省すべき点があるのであれば、反省しながら来年につなげていきたいと考えております。

以上です。

1 村松(一) 今のWR C 関連のことを今後も続けていくためには、本当に住民の方、 ほとんどの方がこれを前向きに捉えて、それから自分たちの町の道、例えば津具 地区だったら津具の支所の前もラリーカーが通る、そうすればパブリックビュー イングもより効果的に働くということも考えていってほしいなと思います。今後 ともよろしくお願いします。

ごみ出し支援のことについて1つお願いしたいことがありますが、ボランティアごみ袋を初め、紙おむつ専用袋の導入ということは、今後の子育て支援の有効な手立てになるんじゃないかと思います。無料配布をしていくということも大事だし、その分経済的な負担も軽減されるということも考えていってもらいたい。予算、お金は配ってくれるのですけど、そういうものでの支援も充実させていくことが、今後北設地区の若者世代、それから住民が増えていき、それによって潤っていく。町に対しての今後のプランを作る上でもそういうきめ細かなところも考えていってほしいなと思います。

もう一点ですが、やはり先ほど町長さんが言われたように、地域の限られた人材の活用ということで、地域の方で支えていくという、そういう設楽町にしてほしいということを私も思っています。

自治会、老人クラブ、それからNPO法人、そういう人たちでごみ出し支援ができなかったら、地区でちょっとお互いに出していこうねとか、区長さん初め、それから組長さん始め、皆さんがそういう困っている人たちを支えていくっていう気風をもっともっと作り上げていいと思います。ボランティアということではなくて、そういう住みよい設楽町になっていくという希望が湧いてくると、新しい人たちも来ます。皆さん喜んでくるんですよ。そういうことをもっとりRしていくし、私たちも、議員さんも頑張るけど、職員の皆さんも頑張り、協力していくという体制を作ってほしいなと思います。何回も言うとあれですので、その辺、町長さんの先ほどの話の続きになって申し訳ないんですけど、一言お願いします。

町長 このごみの問題について、町の政策としてやることについては答弁ができますけれども、広域事務組合でやることにつきましては事務組合の中に議会もありますし、他市町村も入っておりますので、私が答弁をするということは差し控えさせていただきますが、別にボランティア袋とかを作らなくても今ある袋を配布すれば、早い話、広域事務組合ということじゃなくて、町として例えば子育て支援という中で配布をするということで解決すると思います。それも可能ですが、そ

れも併せて自助共助、いろいろあります。その辺を併せて皆さんと一緒に考えていきたいなと思っているところです。

ごみ出しの支援についても、先ほどそういう答弁をさせていただきましたが、 行政としてどこまでやっていくことが行政の役割なのかということも含め、それ も地域の中でお互いに支え合うということも大事なことだと思っておりますので その辺も併せて考えていきたいと思っております。

1 村松(一) 先ほど田原市が進めているアプリの導入のほうも検討していくという 方向でございましたので、今後ともその辺進めていくようによろしくお願いいた します。

以上で質問を終わります。

議長これで、村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、4番原田直幸君の質問を許します。

4原田(直) 皆さんこんにちは。4番原田直幸です。通告に従い、一括方式で田口宝 保育園の公立化と水源地域整備計画の変更についての2点質問をさせていただ きます。

始めに、田口宝保育園の公立化に向けた進捗状況です。

私は、今年の3月議会で、田口宝保育園の運営に対する一般質問をさせていただきました。そのときには具体的な時期は示されず、町営化に向けた話合いを行っていくとのことでしたが、6月から行われた地区懇談会では、近年の急激な少子化等の影響により在園児数が減少し、社会福祉法人として田口宝保育園の運営が困難となり、令和7年4月1日からの公立化を目標に協議、検討していくとの具体的な時期が示されました。

そこで、公立化までに後1年強と迫ってきた状況で、その進捗について問いた いと思います。

1点目として、田口宝保育園の公立化について、理事会での議決を得ているとのことですが、一番大切である保護者への説明や同意はどうなっているのでしょうか。

2点目、園舎や土地は、田口宝保育園が所有していると思いますが、公立化で 園舎や土地の所有権はどうなるのでしょうか。

3点目、園舎建設時に国庫補助金を受けていますが、補助金等の返還義務が生じてくるのでしょうか。

4点目、これは公立化とは直接関係しないと思いますが、田口宝保育園の社会 福祉法人の解散はどうなるのでしょうか。

5点目、田口宝保育園に勤務している職員の採用や処遇はどうなるのでしょうか。

6点目、公立化時に3園にすると説明していますが、どの保育園と統合するの

でしょうか。地区懇談会では、明確な答弁は無かったと理解しています。また、 保護者の理解は得られているのでしょうか。

7点目、現時点での公立化への支障となっているものがあれば、どんなものが あるのでしょうか。

次に、大きな2点目として、水源地域整備計画等の変更についての質問です。

今年9月の設楽ダム対策特別委員会の中の答弁で、計画主体である愛知県豊川水系対策本部から水源地域整備計画(水特事業)や水源地域振興事業(基金事業)の変更の作業を今年度から行っていくとの話がありました。本来なら、先ほども話がありましたが、当初の設楽ダムの完成予定であった令和8年度までに水特事業等も完了してなくてはいけない状況だと思いますが、ダム本体や付替道路ができないと整備が進まないダム湖周辺整備事業等がありますので、ダム完成の令和16年度まで水特事業等も伸びることが予想されます。

これからの10年間に設楽町として整備すべき事業の洗い直しを早期に行い、水 特事業等の中へ組み込んで整備していくべきだと思いますし、町長もダム特委員 会の中で、時代に合った事業にすべきだと言ってみえます。

そこで、計画の見直しに対しての現状と今後の予定を問いたいと思います。

1点目、水特事業及び基金事業で、町が事業主体となっている事業で、ただし 一般事業費分を除きますけれども、総額と町費分はいくらになっていますか。ま た、令和4年度末までに支出した総額及び町費はいくらになっていて、使える残 額はどの程度あるのでしょうか。

2点目、町道田口松戸線の改良や林道寒狭川線の開設など、着手ができない事業は、どのような取扱いになるのでしょうか。

3点目、これはダム特委員会でも県に対して聞いたことではありますが、田口第2簡易水道のように、計画には入っているけれども、整備地区名が違うため事業の対象とならないような場合をどうしていくつもりなのでしょうか。

4点目、町道笹平奴田小松線の改良など、一部が計画に入っていて整備も行われていますが、残っている未改良部分の整備を行っても良いと私は考えていますけれども、その点について町はどう考えているのでしょうか。

最後です。町は、現状に合う事業として、どのような内容を考え、整備計画に 取り込もうとしているのかをお聞きして、1回目の質問とします。

町民課長 それでは、私から最初の質問の、田口宝保育園での保護者への説明と同意 について、お答えをいたします。

本年の6月1日に、田口宝保育園の保護者向けに田口宝保育園公立化についての説明会を開催いたしました。この説明会では、田口宝保育園が公営化に至った経緯と、令和7年4月1日を目標とする公営化の時期、また、今後の公立保育園の運営について説明をいたしました。そして10月13日には、田口宝保育の保護者向けに改めて公立保育園の統廃合についての説明会と意見徴収を行いました。この10月の説明会では、公立保育園3園の保護者に対しても、同様の内容で説明

会を開催し、意見等を徴収しました。

説明会では統廃合に向けた進め方の説明と、保護者からの幅広い意見徴収を目的に開催をしていますので、同意までには至っておりません。今後の保育園統廃合も考慮すると、同意については田口宝保育園の保護者のみではなく、現在の公立保育園も含めた保護者全体からの同意が必要と考えております。

なお今後の予定ですが、年内中を目安に町としての今後の統廃合に向けた具体 的な方針をたて、年明けの1月以降を目安に、再度保護者向け説明会を開催する 予定です。ここで町の方針に対しての保護者の意見を聞き、公立保育園の統廃合 に向けて進めていきます。

2番目の、田口宝保育園が所有している園舎や土地の所有権についてですが、 今後の保護者との話合いで不透明な部分もありますが、仮に現在の田口宝保育園 を当面、そのまま利用することになれば、園舎は無償譲渡、そして土地は使用貸 借という方向で考えております。田口宝保育園の理事会には、この意向は既に伝 えてあります。

3番目の、国庫補助金の返還義務についてです。田口宝保育園では平成30年4月より現在の新園舎を利用していますが、建築には国庫補助金を利用しているめ、10年間は現在の建物を園舎として使用する必要があります。田口宝保育園が廃業をした場合でも、町などで引き続き保育園舎として利用をすれば国庫補助金の返還義務は発生しません。しかし、仮に保育園統廃合の結果、現在の田口宝保育園の園舎を令和7年4月より利用しなくなるとすると、10年間の使用必須期間のうちの3年が残ることになり、1,935万円の返還金が発生します。これは補助金申請者である田口宝保育園に返還義務が生じます。

4番目の、社会福祉法人の解散についてですが、町と田口宝保育園理事との打合せの中で、社会福祉法人は公営化に伴い解散する方針で考えが一致しております。現在は、田口宝保育園で理事長が中心となり、弁護士に相談するなどして、解散手続きの準備を進めております。

5番目の、勤務している職員の採用や処遇についてですが、田口宝保育園は、現在、保育士3名、調理員1名の勤務体制です。いずれも経験豊富な方ばかりですが町の新規職員としての採用は難しい状況です。会計年度職員として勤務していただくことは可能と考えますが、既に勤務をされているほかの会計年度職員との勤務体制の調整がありますので、現在のような収入が得られるかどうかは不確定な部分もあります。町としては、町の公立保育園で引き続き勤務をされるようでしたら、可能な限り要望には応えていきたいと考えております。

6番目の、どの保育園を3園にするか、また保護者の理解について、ですが、最初の1番目の質問でもお答えをしましたが、全保護者からの統廃合に向けての意見徴収は終わっていますが、田口宝保育も含めて、どこの保育園を統廃合するかについては今後、方向性を保護者に示していきます。そこで改めて保護者の皆さんからの意見を聞き、より多くの賛同が得られる方法で、統廃合を進めていく

予定です。

7番目の公立化への支障となっているものについてですが、現在、町全体で保育士不足が深刻な問題となっております。保育士不足を克服して4園の運営していくことがかなり厳しいため、令和7年4月からは3園での運営ということになる見込みです。

また、どこの保育園を廃園にするかは未定ですが、園児の送迎は保護者の方にお願いをしていますので、今までよりも遠い場所まで送迎をしなければならない場合も発生します。通園バスといった声もありますが、通園バスには保育士も同乗することになり、保育士不足の中で、その配置等の対応も厳しくなります。

このような状況ですが、より良い解決方法を探しながら、公立化を目指してい きたいと考えております。

町民課からは以上です。

企画ダム対策課長 私からは、「水源地域整備計画等の変更について」お答えさせて いただきます。

まず、1点目の、水特事業及び基金事業で、町が事業主体となっている事業で 総額と町費分はいくらになっているか、という御質問ですが、総額は126億4,695 万3,000円で、町費分は25億2,939万円となっております。

また、令和4年度末までに支出した総額及び町費ですが、支出総額は、89 億5,546 万5,000 円で、町費は、17 億9,109 万3,000 円となります。令和5~8年度末までの見込み総額ですが、これは令和4年度末となりますが 36 億9,148 万8,000 円で、町費分は7億3,829 万7,000 円となります。

2つ目の、町道田口松戸線の改良や林道寒狭川線の開設など、着手ができない事業は、どのような取扱いになるのか、という御質問ですが。令和16年度までのダム工事の延長を受け、愛知県が水特事業及び基金事業の見直し作業をなるべく早く行いたいと聞いております。これらの事業もダム事業の期間になる見込みであると考えております。議員御指摘のこれらの路線についても、見直し作業の中で県と相談しながら、着手できるものについては実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

続いて3つ目の、田口第2簡易水道のように、計画には入っているが、整備地区名が違うため、事業の対象とならないような場合をどうしていくのか、という御質問ですが。4つ目の、町道笹平奴田小松線の改良など、一部が計画に入っていて整備も行われているが、残っている未改良部分の整備を行っても良いと考えるがどうか、について合わせてお答えさせていただきます。

水特事業の変更作業の中で、整備計画で必要としている事業が実施できるよう、 県及び県を通じて国に働きかけをしていきます。このなかで、議員御指摘の簡易 水道や町道事業についても、変更作業の中で調整を図ってまいりたいと考えてお ります。

最後に、町は現状に合う事業として、どのような内容を考え整備計画に取り込

もうとしているか、という御質問ですが。令和 16 年度までダムの完成が延長した ため、現在計画されている事業のほか、新たに実施する必要の出てきた事業も含 め県と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

これらの事業を完了させ、ダム完成後、多くの人が設楽ダムを訪れていただけるような場所となるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で、企画ダム対策課からの説明を終わります。

- 4原田(直) まず、田口宝保育園のことについて質問をしたいと思います。全体的に 町内の保護者に対して説明を行っているというお話を聞きました。年内中にある 程度方向性を見つけたいというお話だったという理解をするのですけども、町の 方針がある程度決まってないと、年内中説明とか同意が得られていけないという ふうなことを考えてますけども、先ほどの話だと、まだこれからだと理解をする のですけど、そこら辺はどういう考えなのか、お聞きしたいと思います。
- 町長 基本的に住民の皆さんの御理解が得られない場合には、私は4つの保育園を維持することも頭の中にはあります。なので4つ保育園を維持してもいいなという思いは持っているのですが、現実の話として今働いていただいている保育士さんが皆さん移動していただければ可能ということですが、現実的には、保育士さんが足らない状況になるというふうなことであります。今募集もしておりますが集まらないということですので、これから現実の話として保育士さんが足らないので3つにしなきゃというお話をさせていただいています。その上で、どことどこと合併をというか、どこの保育園に集約しようということも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

基本的に宝保育園、名前はどうするかは別ですが、真ん中にありますので、ここを使いたいという思いを持っていることも事実であります。事実ですが、保護者の皆さんから連れて行きにくいというお声もかなりいただいておるのも事実であります。結局駐車場から歩いて高いところまで連れて行かないといけないのでというお声もいただいていることも事実であります。その辺も併せてこれから先検討していくということです。

- 4原田(直) 一番最初の目標として令和7年の4月1日というお話があります。町として、ある程度保護者の意見を聞くということが大前提だというお話だったのですけれども、皆さんが同意できるなんてことはあり得ないというふうには思うのですけども、町としての方針はいつまでに出すのか、その辺はどうなのでしょうか。
- 町長 年度内にはどうするかという方針はきちんと立てたいなというふうに思っているところです。アンケートを一度取りたいと思いますが、私どもの思っているアンケートの結果になるとは限りませんので、5割以上の方の御同意はいただきたいなと思っておりますが、例えばどこを残すかということで、どこの保育園も多分5割以上の方が残していただきたいということになるという結果は想定が

されますので、そのときには町として1つの要件を設けて統合していきたいというふうに思っております。

4原田(直) 今、相対的なお話をさせていただきました。で、もう1回質問の内容、個別的に戻りたいというふうに思うのですけども、先ほどの説明の中で、国庫補助金、田口宝保育園が返還の義務を負うという話だったと理解をしてます。町が統合して、例えばですね、説明会のときは現宝保育園の園舎を利用し、ということが書いてあります。利用しなくなったら、町が補助金を出さずに宝保育園に返還する義務がある。ちょっとおかしいなというふうに話を聞いていました。社会福祉法人も解散してしまう中で、補助金の返還なんてとてもできないんじゃないのかなというふうに思うのですけど、そこら辺をどう考えているのかというのが1点。

もう一点、今、最後の問題で保育士不足というお話がありました。保育士不足ですので合併をしていきたいという話でした。私思うに、田口宝保育園の人たち、かなり年数も経験もあるよということなので、僕は社会的に経験がある人がそのまま職員になっても、経験年数等でいって問題ないんじゃないのかなというふうな考えを持っているのですけども、先ほどの答弁だと、会計年度職員に引き下げる、引き下げるという言葉がいいのか悪いのかわからないですけど、そういうような採用の仕方しかできないんじゃないかというようなお話もされているんですけども、もう一度、これからの話だと思うのですけど、そのまま継続的に正規の職員として採用することも考えていくべきだと思うのですけども、その2点をどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

町長 まず補助金の返還からであります。そういうふうにならないようにという申立てがありましたので、その方向で考えてはいるのですが、あくまでもこれ保護者の皆さんの声ということで統合をしていきたいなというふうに考えておりますので、結果的に宝保育園を使わないという場合も想定がされます。そのときには、一般的に補助金をいただいた方が返還をするということでありますので、宝保育園側が返還をしていただくということになります。なりますが、合わせてそのときには御相談はさせていただきたいなと思っておりますが、基本的には宝保育園さんが返還をしていただくという場合も想定がされるということであります。

保育士の話でありますけれども、いちおう公務員というルールに沿って試験を受けていただいて、公務員としてお勤めをいただいております。その方と一緒にというふうにはなりませんので。例えば年齢要件を外して、公務員の試験を受けていただいて採用するということはできなくはないと思っておりますが、今お聞きをしている状況ですと、そういうことではなくて、もう例えば定年が近くて辞めたい方、それからいろんな事情で宝保育園に移られた方がお見えになるということでありますので、意向をお聞きをすると、現時点で足らないということだというふうに理解をしております。

4原田(直) 説明内容、よく理解しましたので、ただもし、そういうような、例えば

採用をしてほしいというようなことがあれば、例えば年齢要件を外して試験を受けていただいて、採用等も検討していただきたいなと、これは要望でしておきます。

田口宝保育園の話はこれで終わりにさせていただいて、水特事業のお話をさせていただきたいというふうに思います。

大事なことを1点聞きたいと思っていますけども、変更は県の意向としていつまでに終わらせるつもりなのかちょっと確認をしたいと思います。

- 企画ダム対策課長 ダム延伸に伴って計画変更のほう、今県のほうといろいろ協議を 進めております。考え方の確認ですとか、いろいろな項目について一つ一つ確認 しながら行っておりますが、その中で、今現在それじゃあいつまでにという具体 的なところまでは協議のほう整っておりません。申し訳ございません。
- 4原田(直) なぜそれを一番最初に聞いたかというと、これで計画変更までに4年も5年もかかると、さっき言っていた、何もできないうちに削るものだけ削って終わっちゃうんじゃないかと、そういう心配がされます。町が新しく、町長が言ってるように時代に合ったものを何か入れたいとしても、できなくなっちゃうということだというふうに理解をしてます。ですので、もうここ一、二年が私は勝負だというふうに思うのですけれども、そこら辺のことを県にせっつくつもりはあるのかないのか、しっかりした答弁をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
- 町長 先日、ダム特の折にも少しそんなお話をさせていただいましたけども、県のほうでダム特の折には軽微な変更というようなことを発言をされました。なので、私のほうとしては軽微な変更で認めるわけにはまいりませんので、私どもの方針をしっかりと出していきたいと思います。きちんとそこが確約されないのであれば、不必要だと思われるものもやっていただくつもりであります。約束事という意味でやっておりますので、合っても合わなくても県のほうでそういう姿勢であるのであれば、うちのほうとしては約束事はきちんと、合っても合わなくてもやっていただくということであります。ただそのことを言っておられませんので、私どもの方針をきちんと説明した上で納得していただけるように努めてまいります。
- 4原田(直) 力強い答弁をいただいたのですけど、先ほど、ここ1年が勝負でそれを しっかりとやっていくというお話だったのですけど、現状に合う、町としてダム 湖周辺だとかそういうのは水特事業の中に入ってるのですけど、これをどうして も入れたいというような事業があったら、その辺のお考えをお聞きしたいという ふうに思うのですが、いかがでしょうか。
- 町長 ここにいちおう出してあるんですね、整備計画に入らなかった長江、和市、荒 尾地区の配水管設備更新事業であったり、梨野配水地の、要するに道の駅のあた りの配水管の設備であったり、そういったことも入れていきたいなと思っておる ところであります。今から想定して、これから先につながるようなことは入れて

いきたいなというふうに思っております。

4原田(直) これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思っていますけれど も、先ほども何回も言うようですけど、やっぱり早期に計画の変更をやって、な るべく設楽町の意に沿った事業ができるように頑張っていただきたいと思うし、 私らも応援したいと思います。

以上で終わります。

議長これで原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

<u>休憩</u> 午前 11 時 43 分 再開 午後 1 時 00 分

- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番七原剛君の質問を許します。 なお、七原剛君から足の痛みがあるため、スリッパでの許可を求められました ので許可いたしました。御承知置きください。
- 5七原 5番、七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、スリッパ履きのうえ、通告に従い質問させていただきます。

私からの質問は、1問、4点です。

内閣府の公表した「令和5年度版高齢社会白書」によれば令和4年10月1日の時点での我が国の65歳以上人口は3,624万人となっており、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は29.0%となっています。また、75歳以上人口は1,936万人となっており、総人口に占める割合は15.5%となっています。将来的な予測として、令和19年には高齢化率は33.3%となり、総人口が減り続ける中でも高齢化率は上がり続け、令和52年には38.7%に達する見込みとされています。

一方、設楽町の統計情報によれば令和2年の国勢調査の時点での設楽町の高齢 化率は51%、75歳以上人口の人口に占める割合は30.7%となっており、超高齢 社会の様相を呈しています。また、全国的に見られる傾向と同じように、高齢者 の単身世帯が増加しており、令和2年の時点において、全国的には65歳以上世帯 に占める単独世帯の割合が、男性15.0%、女性22.1%であるのに対し、設楽町の 65歳以上世帯に占める単身世帯の割合は49.3%となっています。

設楽町においては、「設楽町高齢者福祉計画」を策定、令和3年3月には令和3年度版から令和5年度版へと更新され、健康寿命の延伸、地域で支える安心幸福社会の推進、安心して介護を受けられる環境作りの推進、自立と自己実現を支える高齢者保健福祉の推進を基本目標に、さまざまな政策が計画されています。

令和5年度予算においても、一般財源から老人福祉費だけを見ても約4,000万円を投入し、町内の高齢者ニーズに合わせた各種事業を展開しています。

一方、介護保険事業については東三河広域連合での対応となっており、設楽町

の実情に合った事業が行われているか疑問が残るものです。

全国的な高齢化の中で先進的な取組を行う自治体も増えており、設楽町においても絶えず政策をブラッシュアップし、必要に応じ柔軟に対応していく必要があると考え、次の質問をします。

1つ目、高齢者福祉の先進地の一つである群馬県高崎市では、要介護認定不要で、市内在住の65歳以上の住民を対象に、24時間電話1本でいつでも訪問サービスと宿泊サービスが利用可能な「介護SOSサービス」を実施しています。10万人強の対象人口に対し、約9,000万円の予算で運営しており、対象人口が2,000人強の設楽町でも十分運営可能な制度と考えますが、取り入れてはどうでしょうか。

2つ目、同じく高崎市では「高齢者安心見守りシステム」として安否確認センサー及び緊急通報装置の設置費用及び使用料を負担しています。設楽町の緊急通報システム等利用助成事業から一歩踏み込んだシステムとなっており、設楽町でも有効な制度と思われます。東三河広域連合に地域支援事業の一つとして取り上げてもらうよう協力を求めてはどうでしょうか。

3つ目、東三河広域連合では、認知症政策の一つとしてGPSによる認知症高齢者家族支援サービスの一部補助を実施していますが、この制度について、対象となる家族に十分なPRをしているでしょうか。また、利用者の負担を軽減するためにも、町として追加補助を行い、利用の促進を図ってはどうでしょうか。

4つ目、高齢者の単身世帯で、バス停までの距離が離れているような場合、買物や通院といった外出が非常に困難になり、設楽町においても問題が顕著になっていますが、町としてはどのような対策をとっているのでしょうか。また、現在の対策で十分と考えているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わり、席を移らせていただきます。

## 「質問席移動〕

町民課長を入れては、町民課のほうからただいまの質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問、高崎市の「介護SOSサービス」を設楽町でも取り入れた らどうかという御質問ですが……しばらくお待ちください。

高崎市の「介護SOSサービス」は、在宅で見守りや介護が必要な方に対して、 家族が急用などで介護をできなくなった場合に訪問サービスや宿泊サービスを低 料金で提供するもので、高齢者サービスとしては有効な手法の一つと考えます。

設楽町でも実施をしてみたらどうかということですが、訪問サービスに関しては、高崎市と同様にヘルパーの確保のために社会福祉法人との連携が必要と考えます。しかし町内ではヘルパーの人材不足の問題があり、この事業のためにヘルパー確保をいかにやるかという課題があります。また宿泊サービスについては、介護が必要な方が泊まれる施設をどのように確保するかが課題となってきます。しかし急用で家族などの介護ができない状態となれば、在宅で介護を必要とする方は何らかの負担が増すことになりますので、こうした場合の有効な手立てとし

て高崎市のような「介護SOSサービス」も含めて検討していくことは必要であると考えます。

続きまして2番目の、高崎市のような「高齢者等あんしん見守りシステム」を 広域連合に依頼し、地域支援事業として取り上げてもうのははどうか、という御 質問ですが。

現在、設楽町では65歳以上の一人暮らしの方を対象に「緊急通報システム」の設置及び利用料に関して4分の3の助成を実施しており、11月末現在で、22名の方が利用をされています。高崎市のような安否確認センサーまでは至っておりませんので、家庭内で倒れていても確認ができない状況です。東三河広域連合に依頼をして地域支援事業として取り上げてもらうことは有効な手段だと考えますので、要望をしていきたいと考えております。併せて東三河広域連合に動きがない場合には町としても安否確認センサーの導入など、さらに見守りの向上につながるような対策も検討していくことが必要だと思います。

3番目の質問の、東三河広域連合の認知症施策である、GPSによる認知症高齢者家族支援サービスの周知及び町の追加補助についてですが、この制度は東三河内に住所を有して在宅で介護を受けている 40 歳以上で認知症により行方不明になる恐れのある方の家族に対して、介護支援事業の一貫として東三河広域連合が行うものです。事前申請ののち、1人につき 5,000 円を上限として初期費用を支援するものです。

認知症の方は、時として予想もつかない行動をとることがありますので、行方が分からなくなった場合にはGPSを利用して探すことは有効な手段だと考えます。設楽町でも機会があるごとにリーフレット等で説明はしておりますが、設楽町での実績は今のところなく、また東三河広域連合全体でも、令和4年度は7万7,000円と実績としては少額となっております。

対象者にどのようにしてGPS機器を持たせるか、また初期費用以降の維持費は個人負担になるということもあり実績は伸びないのかなとも考えますが、周知不足という点も否めませんので、町として介護保険支援制度全体も含めて周知の充実を図り、また今後の動向を注意しながら町としての追加補助も検討をしていきたいと考えております。

4番目の、買物や通院といった外出が非常に困難になる場合に、町としてはどのような対策をとっているのか。また、その対策で十分と考えているのか、という御質問ですが。

町民課では、福祉移送サービスを実施しております。対象者は要介護または要支援の認定を受けている方、身体障害者福祉法に規定される方、及び精神障害など、その他の障害をお持ちの方としております。いずれも事前申請が必要ですが、設楽町ではシルバー人材センターと町内のタクシー会社と連携をして事業を進めています。いずれも5キロ以内は500円とし、5キロ以上、1キロごとに100円の追加となります。移送ができる地域は県内及び浜松市内と利用者のニーズに合

わせるようにしております。タクシー会社利用の場合はシルバー人材センターのように事前予約は必要ありませんが、町内の2社のタクシー業者さんが自身も高齢となり、フルでの稼働が難しい場合もあります。以上のことより、現在の対策では十分であるとは言えない局面もありますが、今後はサービスを提供する側の人材確保も含めてサービス向上に努めていきたいと考えております。

町民課からは、以上です。

5七原 いろいろ前向きなお答えもいただきまして、そのとおりにいろいろ検討して いただければありがたいなと思うわけでありますが。

1つお聞きしますけども、介護保険事業の中で、いわゆる任意事業というのがあるんですね。各市町村で実情に合わせて行ってくださいということで規定されておると思うんですけども、設楽町だけで行っている任意事業というのはあるのでしょうか。

- 町民課長 設楽町でも任意事業ができれば、より効果的だとは思うのですが、今のと ころございません。
- 5七原 ちょっと話が、関連しているのですけど、それてしまうのですけれども、東三河広域連合の第9期介護保険事業計画の中間報告が出ておりまして、それによると、南部圏域といって豊川から南の所では小規模特養老人ホームを2か所整備しますと、地域密着老人ホーム、特養とも言いますけど、29 床未満のものを2か所設置しますと。北部圏域では居宅サービスが継続して提供される体制を確保しますということで、そのサービスを分けているんですね。サービスを分けるというか、中心となる政策を地域の特色によって分けてますということで、ニーズの違いから対応を分けているということになってるのですけども、そういうことを考えるのであれば、どんどん役場のほうから介護保険の任意事業ということを考えるのであれば、どんどん役場のほうから介護保険の任意事業ということで、実際は設楽町、山のほうではこういうことが必要とされているんだ、対応してくれよということでどんどん提案していってもいいんじゃないかというふうに思うんです。

この「介護SOSサービス」についても、高崎市は市で介護保険も運営しているので比較的容易かもしれないですけど、例えばこの「介護SOSサービス」についても、介護保険の対象になる人については介護保険を利用していただく、そのほか漏れる部分については、町のほうで支援していくというようなことをすれば、みんながみんな町の公費でこの制度を維持しなくても維持が可能じゃないかというふうに思うのですが、そういった、同じ制度を介護保険を利用する人とそうじゃない人が利用するというようなこと、これは可能なのでしょうか。

- 町民課長 同じ制度、介護保険という縛りはあると思いますので、その介護保険に沿った方は介護保険の制度をというところでいきたいし、そこから漏れた方は、介護保険に限らずほかのところでもカバーしていくということはできると思います。
- 5七原 この「介護SOSサービス」というものが結局のところ介護認定を受けてい

ない方でもいいですよというのは、なぜかというと、どうしても介護認定を受けてないんだけど、高齢だし、家の中で転んじゃったとか。90歳なんだけどすごい元気なおじいちゃんおばあちゃんがみえるんだけど、何かの拍子で家で転んじゃったら動けなくなっちゃうとか、そういうことはあるでしょうし、いろんな不測の事態というのが考えられますので、高崎市なんかはもう要介護認定不要ということで、電話1本でいつでも行きますよということでやっているということなのですけれども。設楽町みたいに人口の半分以上が高齢者の世界になっていますので、やっぱりこういうことをどうしてもやっていかないとまずいのではないかなというふうに、24時間体制でのシステムというのが必要なんじゃないかなと思いますので、ぜひともこれは検討していただきたいと思います。

この高崎市の費用の内訳については、予算規模のものを課長のほうにも御案内をしてありますのでその辺を見て。高崎市は大体 9,000 万弱ですけども、だったら設楽町は少ないから何百万でできるのかというところ、固定経費がかかりますので、実際は人口が 10 分の 1 だから予算も 10 分の 1 というものにはならない、多分 5 分の 1 ぐらいはかかっちゃうとかそういう話になるのでしょうけども、その辺は検討していただいて、実施に向けて勉強していただければなというふうに思います。

次に、4つ目の、単身の高齢者世帯への買物や通院といった外出の補助ですね、 そういうことで福祉移送サービスも行われているというのですけれども、福祉移 送サービスもどちらかというと一部のヘビーユーザーの人が実績を上げていると いうような部分があるようにも聞いていますし、なかなか町民全体に浸透してい るかというと、そうでもないように思います。

一方で問題としては、高崎市にしても、同じく先進地である栃木県宇都宮市ってあるんですけど、そういう所でも今流行りはいわゆるデマンドタクシーといって、宇都宮はデマンドタクシーで回らせている、高崎市の場合は無料でパスを見せれば使えるようにしているそうですけれども。そうして高崎市では13路線タクシー会社に依頼してタクシーを走らせていて、1台で年間2,000万かかると。だから13路線で、2億6,000万ぐらい予算がかかってるんですね。これはとてもじゃないけど設楽町で運営できるものでもないですし。一方で両市とも、公共交通機関との整合というのを非常に重要視していまして、近くの駅まで、あるいは離れているんだけど最寄りのバス停まで、駅までという所をそういったタクシーを走らせてると、路線を決めて。そういうことをやっているということだったのですけども、これもなかなか設楽町として、例えば名倉のあたりを走らせるのかって、なかなか実現性が難しいというふうに考えます。

これは1つ提案なのですけども、例えばいわゆる電動のシニアカーというのありますよね。スズキが出したりフランスベッドが出したりしていますけれども、いわゆるシニアカーというのがありまして、これメーカーによって違いますけど、通常レンタルすると月額でおおむね2万円から4万円ぐらいなんですね。で、介

護保険事業だとこれが月額 2,000 円から 4,000 円程度というふうになって、要介 護認定が下りるとこういったものを使われる方がみえるのですけど。例えばこれ を介護保険と同じ程度の補助までは無理だけどということであれば、設楽町の単 身世帯、確か400弱あると思いますけども、その中の半分の半分とみても100世 帯程度、100 世帯程度に需要があると仮定して月額1万円程度は補助しますよと いうことでやると、100 台掛ける1万円掛ける12 か月で大体1,200 万円ぐらい。 これ設楽町の今の予算規模からいくと、一般会計60億程度ということで0.2%ぐ らい、0.1 何%ぐらいになるんですけども、高崎市の今言ったぐるりんタクシー という名前ですけど、それが 2 億 6,000 万と計算して、高崎市の予算が 1,600 億 程度ありますので、0.15%ぐらい。大体比率としては同じくらいでいけるんじゃな いかなということで。大変寒い地域が多いので、その辺のこと、シニアカーでど うなんだって話はあるでしょうけども、最寄りのバス停までの徒歩区間を短くす るだとか、やっぱりお年寄りの外出を楽に、容易にして、どんどん外に出ていた だくということを考えた場合、こういった政策も。もちろん介護保険でみられる 方は介護保険でみてもらえばいい、それ以外のもれたところの人をこういった設 楽町の制度のでやってあげるというのも肝要かなと思いますが、こういった制度 についてはどうお考えでしょう。

- 町民課長 シニアカーも高齢者の方にとっては1つの有効な手段だと思います。例えば田口の平らな所だとか、あと名倉にも清崎にも平らな所はもちろんあるのですが、そういう平らな所だと使いやすい道具になるかなと思います。ただそれ以外の本当の山間部に行くと、なかなかシニアカーというのも使いやすさはどうかなという疑問もちょっとありますが、そういった声が今後高まってくれば介護保険以外でもそういったものの補助というのも検討の一つとして考えていきたいと思っております。
- 5七原 それでどうやってニーズをつかむんだという話もあるのですが、設楽町高齢者福祉計画、これもそうですし、国の資料なんかもそうなんですけど、基本的にはいろんなアンケートを取って調査をして、それに基づいて施策を考えているということになるんですね。行政の話ではないのですけど、マーケティングリサーチというところで考えると、こういったいろんなアンケートを取った上で、ここのところが重要だなと思うと、今度はそこに特化して普通は調査をするはずなんです。で、どういった具体的なニーズがあるのかというのを把握すると思いますので、そういった、具体的に例えば今言ったシニアカーのことに対してニーズがあるのかどうなのかということも含めて、一度設楽町の介護、あるいは一般的な高齢者福祉についてアンケートを取ったところからもう一歩踏み込んだ調査というのも必要ではないかなと。介護保険に関する調査というのはやらなきゃならないよということで介護保険法のほうで決められていて、訪問していきなさいというふうになってるんですけども、こういう自治体のやることは老人福祉法に基づくわけですが、そういったところだとなかなかそこまで踏み込んだ調査という

のはしてないと思うのですが、そういった具体的にどんなニーズがあるのかというところを、こういった調査結果を基にもう一歩踏み込んで調べていただく、そういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

- 町民課長 貴重な御意見ありがとうございます。町民課といたしましても今おっしゃられたみたいに、ここの部分が皆さんが要望が高いとか、ちょっと不安がっているとか、そういったところを見つけてさらに踏み込んだ調査をやっていければやっていきたいと思いますし、できる範囲になってはしまいますが、極力そういった方向で進めていきたいと考えております。
- 5七原 今のそういったリサーチ、時代の流れが早くて、いろんなものがこの議会でされている内容についてもそうですし、高齢者の対策というのも。介護保険についても3年に1度の見直しですけども、それで果たして間に合うのかというような議論もされてますし、実際この高齢者福祉計画についても3年ごとにということになってますが、絶えずやはり環境というのは変わっていくと思いますので、それに気候変動のことも含めて住環境は変わっていきますので。そういった、ちょっと予算がかかるのかマンパワーだけでクリアできるのか分かりませんが、そういった動向調査というのはできれば年度ごと、あるいは各年ぐらいで実施していただかないと、なかなか実態に即した有効な手立てというのは打てないのではないかなと思いますのでぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後に、町長にお聞きしたいのですが。町長、議員時代にも東三河広域連合の ほうの議員もされてみえたので造詣が深いわけですが、元々介護保険というのが 老人福祉法では抱えきれなくなったような諸問題を改善するために 2000 年に導 入された制度であって、元々老人福祉というのは自治体できちんとしなさいとい うことで老人福祉法という法律があって、そこで公費で賄うという法律なんです よね、元々ね。そこで何ともならないという部分を介護保険法というものを定め て、これは保険ですから互助の精神ということで、みんなで出したお金の中で何 とかやりくりしようよということで始まったということで、そのときにしてみれ ば公費の負担がちょっと楽になるかなということだったと思うのですけれども、 人口に対する高齢者の急増、高齢化率の急激な上昇というのが現状起こっている わけで、そうなるとまた少ない予算の中で町としてどんなことができるのだとい うことにたどり着いてしまう。そういった中で広域連合の今運営してもらってる 介護保険制度というもの、こちらにやはり広域で支えていただくという部分で、 いろんなものを任意事業として提案して採択してくれということでお願いしてい くというのは大事だと思うのです。設楽町だけではということであれば、東栄と か豊根の町村長さんたちと連携して、できればお願いすることについて記者発表 しちゃうとか、あるいは陳情じゃないですが、そうやって申し入れに行くときに 取材してくれと言って記事にしてもらうとか、そのぐらいのPRをして独自の介 護事業というかそういったものを展開していっていただかないと、東三河全体で ということになると、どんどんこの中山間地と呼ばれる地域あるいはこの山の中

というのは置いていかれてしまうと思うんですね。またどんどん自前でやる事業 ばかり増えて財政が圧迫されてしまうということになると思うのですけども、こ ういった介護保険ところで任意事業というのをこちらからどんどん提案していく べきではないかと思いますが、町長その辺いかがお考えでしょう。

- 町長 大変指摘は最もだと思っております。高齢者の福祉というのは、これから特に 私どもの山間地の町村にとっては大きな課題でありますので。今でもいろんな提案をさせていただいておるところであります。ところでありますが、先ほど議員も御指摘のあったとおり、都市部と山間部で方法が同じ方法ではできないということで、今いろんな形で考えていただいているところでありますが、いずれにしてもこの施策をやるにあたっても、まず一番先に人材をいかに確保していくかというところが一番大きなテーマです。人材の確保ができれば、やれることもたくさんできるわけでありますけれども、今のところ、その介護人材が不足しているという状況ですので、まずそこをどうしていくのかという大きな課題から少し解決をする中で、私どももまたいろんな提案をして、皆さんが安心して暮らせるというところに結びつけていきたいなと思っているところですので、これからもいろんな提案をさせていただきたいと思っております。
- 5七原 今町長がおっしゃったように、どうしても東三河というと広くなってしまっ て、全体に見るものですから、その地域に特化したというところがどうしてもお ろそかにされてしまうというところがあるんですね。例えばさっき言った南部圏 域の小規模特別養護老人ホームの整備についても、理由としては、居宅サービス の充実による家族介護者の休息につなげるため需要の多い短期入所生活保護 10 ~15 床を併設した設備を計画するということになっています。北部圏域に見てみ ると、居宅サービスが継続して提供される体制を確保するとともに、居宅サービ スの利用増加につなげていく。南部の人については家族が休まなきゃいけないか らこういう施設を造るんだよと言っていて、北部のほうについて、しかもこの小 規模施設というのは地域密着型と言われますから、この 29 床未満の施設はこの 東三河の人しか入れないわけですよね。ある方からは立派な愛厚ホームもあるじ やないですかといわれたのですけど、あそこは公益施設なので全国どこからでも 入れちゃうというのがあるんですけど、そういった、広域連合から見ると人口の 多いほうにどうしても施策が寄っていっちゃうということがありますので、いろ いろとこちらからどんどん打ち出していかないと対応が難しいのかなというふ うに思います。一生懸命やっていただいているということは重々承知しておりま すので、これからもそういった努力を怠ることなく、高齢者にとっても住みやす いまち、何といっても人口の半分以上を占めるのは高齢者なわけですから、そう いった人たちへのサービスというのがおろそかにならないように、そしてできる だけ財政に響かないような運営をしていただければと、そういったお願いをして 私の質問を終わらせていただきます。

議長これで、七原剛君の質問を終わります。

議長 次に、8番田中邦利君の質問を許します。

8田中 「「買い物弱者」への支援を――高齢者が安心して住み続けられる町のため に」について質問します。私は1問1答でお願いするものであります。

人口減少と高齢化が進む中、地域から一軒また一軒と商店が姿を消し、日用品や食料品が買えるお店屋が一軒もない地域も次第に広がっています。そうした中で、高齢者などが次第に乗用車などの移動手段を持てないようになって、買物に行くのに困難な深刻な状況がおきています。

国では、そうした人たちやさまざまなハンディを抱えている人々を含めて、買物弱者、あるいは食料品アクセス困難者と位置付けています。そして、「最寄りの食料品店まで500メートル以上離れており、車の運転免許を持たない人」、「流通機能や交通網の弱体化に伴い、食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている人」などと具体的な定義付けしています。

農林水産省がおこなった調査によりますと、食料品などの日常の買物が困難な 状況に置かれている買物弱者の数は、2015 年で 825 万人であり、それからさらに 増え続けていると思われます。経済産業省の同じ調査では、約 700 万人とされて います。この問題は、過疎地にとどまらず、交通手段の比較的豊かな地方の中心 市街地でも起きているようであります。

町の町づくりの目標にもなっている、高齢者が安心して住み続けられる町にするためには、この買物弱者の問題を解決することは避けて通れない課題であり、 町政上の重要課題でもあると思います。

生協の宅配やネット購入、介護保険の買物代行を利用している高齢者はいます。 しかし、介護認定はなくても買物代行サービスを受けたいし、引きこもりにならず、外出してじかに商品を見て選びたいのが人間の心情というものです。運転免許証の返納を考えているが、買物などのことを考えると手放せないという声もあります。そうした声を正面から受け止め、買物弱者問題の解決に行政として取り組んでいただきたいと思います。

もちろん、長期的な視野が必要な問題もあると思います。ただいま今日における買物弱者対策の意義を、町としてはどのように捉えているか、まず第一に質問しまして、質問席に移動しまして答弁を聞きます。よろしくお願いします。

## [席移動]

町民課長 買物弱者対策の意義についてお答えします。高齢化などにより、思うよう に買物に行くことができないことは、通常の生活を送る上で支障をきたすことに なり、さらには病状の悪化などの重大な事態に結びついてしまうような懸念もあるので、そうした問題を解決するための対策を実施することは重要な事柄だと考えております。

8田中 第2に、支援の具体策を検討する上で、実態の把握が必要ではないでしょう

か。それなくして買物弱者支援の具体策は出てこないからであります。先ほど、 同僚議員から重要な論点が提議されておりますが、例えばある市では高齢者アン ケート調査などによってそれを把握しております。買物弱者の買物の実態の把握 をする考えはないかどうかお尋ねします。

- 町民課長 買物弱者の実態について、お答えいたします。今までに買物弱者を限定として、直接実態把握のアンケート調査等は実施しておりませんが、高齢者などと接しているケアマネージャーや地域包括センター、そして民生委員の方々からは、買物弱者の生の声が届いていており、買物に対する不便さや利便性向上の必要性は把握をしております。高齢者などに直接アンケートで回答してもらうことは難しいことも想定されますので、今後も引き続き、買物弱者と関わりのある方々から、機会があるごとに広く声を吸い上げていきたいと考えます。
- 8田中 買物弱者の実態把握に努めていくという課長の答弁でありました。

第3に、この数年——3年間とか5年間とかいろいろありますが、町内の飲食料品小売業はどう変化していますか。半径500メートル圏内に生鮮食料品販売店舗がない地域はどのくらいあるかお尋ねします。そして、町民の買物をする場、近くのお店の確保は町としても絶えず関心を持ち努力する事柄だと思うのですが、どうでしょうか。

産業課長 まず、1つ目ですが、小売業者の数ということです。町内の商工会への聞いたところ、旧設楽地区では、10年前の2013年、食料品小売業者数は7店舗。 現時点では3店舗となっており、旧津具地区では、10年前が3店舗に対し、2店舗となっております。

2つ目の、半径 500 メートル圏内の生鮮食料品販売店舗がない地域はどのくらいあるかということですが。町内全体では、生鮮食料品販売店舗がない地域はおそらく7割近くあると考えています。現時点では、田口地区で1店舗、津具地区で2店舗、名倉地区で1店舗、清嶺地区で4店舗という感じです。

3つ目、近くのお店の数を、町として絶えず関心を持ち努力すべきだということですが。

町内の現存する店舗や事業所を確保することは重要だと考えておりまして、今後も引き続き町内の商工会と連携し、存続できる施策を考えていきたいと思っております。また、愛知県とも連携していき、県が実施されています事業承継ネットワークなどに加入し、後継者不足などの悩みや問題を抱えた事業者と連携し、その問題に対し、解決・支援できる体制を整えていくことも1つの手段と考えております。今後は、事業承継に関する啓発や相談できる体制を整え、県支援センターの専門員を交えた相談会や計画の作成、また、後継者不在の場合でも新規の創業者とのマッチング支援などを行い、存続できる施策を考えていきたいと思っております。

以上です。

8田中 今、前向きな答弁がありましたが、ぜひその線に沿って御努力をお願いした

いと思います。

次に第4、社協のヘルパーが行っている買物代行、同じく社協のボランティアが行う配食サービスなど、家まで生活に必要なものが届く現在の高齢者支援サービスの仕組みは本当に重要であると思うのです。この存続に引き続き努力してほしいと思いますが、どうでしょうか。

町民課長 買物代行につきましては、生協さんなどが食料品の提供サービスを実施していただいておりますが、なかなかそのほかでは、買物代行までは至っておりません。第3者が本人に代わり買物をする仕組み作りについては、今後も引き続き、方法を模索しながら構築していく必要があると思います。

家まで商品を届けることに関しては、配食サービスを社会福祉協議会や町内の 飲食店の協力を得て実施をしております。しかし、弁当は作れても配達すること に課題があり、一部ではシルバー人材センターも活用して配達をしているのが実 情です。さらに利用者が増えれば利用者の希望どおりに実施できず、利用回数の 制限といった事態になる場合もあります。このような課題の克服も視野に入れて、 今後も存続には力を入れていきたいと考えております。

- 8田中 第5です。日用品や食料品を届ける生協など民間業者の活動が浸透して盛んでありますが、地元の商店においても、新たな食材配達のサービスを始めるなどの商店が出てまいりました。地元の商店のこうした取組、また、買物弱者の支援のための小規模小売店の連携は地域経済の振興にもつながると思います。町としてこれらを支援する考えはありますか。
- 町民課長 地域の方の力は町にとって大きな支えとなりますので、有効な支援になるように検討をしていきたいと考えております。町内の商店さんの数も限りがありますが、かつ商店業の皆さんも高齢化が進んでおります。そうした状況の中で課題は山積みですが、いかなる方法がより良いサポートになるかを考えながら、町としての支援、リードの対策は講じていきたいと考えております。
- 8田中 今までの御答弁は、大体こちらの意をくんでいただいて答弁をしていただき、 言えば総論ですから課長さん方のお考えにも、私とそんなに変わるところはない と思いますが、次から核論ですから少し前向きな姿勢で答弁をしていただきたい と思います。

第6です。買物代行や民間業者による配達は高齢者宅に品物を届けるものですが、一方で、高齢者が自宅から買物に出かけ、新鮮さや安価であることを品定めすることは、高齢者の生き生きした生活、認知症予防、偏った食事の防止の上で大切なことではないでしょうか。したがって、買物弱者対策の中心となるのは、いかにこの人たちの足を確保するかだと考えます。

この点で、次に3つの提案をしますが、その前に、買物弱者が町内で利用できる公共交通や移動手段はどんなものがあるか、お尋ねします。

町民課長 公共交通機関につきましては、豊橋鉄道及び町営の路線バスがあります。 またシルバー人材センター及び町内のタクシー業者の方と連携した福祉移送サ

- ービスがあります。
- 8田中 これは個人的なものですが、先ほども議論に出ていましたシニアカーも足の 確保では重要だと思うのですが、そのほかにありますか、ありませんか。
- 町民課長 シニアカーのほかにと言うと、今のところは調整が必要なものもあるかも しれませんが、今のところはございません。
- 8田中 公共交通というこの言葉は、町の予算書や決算書を見ますと、要するに町民 の足を確保することの全般を言っていまして、空白地の有償輸送だとかもちろん 路線バス、あります。それから私ちょっと興味を持ったのは、100 円バス、もち ろん定期券を買わなければいけないのですが、豊橋まで 100 円で行ってこれると いうものも有効に活用できないかなと思うのですが、そういうことを言っている のですが、そのほかにありますか。
- 町民課長 今おっしゃられたのも、私が申したやつ以外のものだとは思いますが、そのほかとなりますと、必ずしもその有償だとか制度に乗ったものではないですけど、地域の方がちょっと乗せてあげるよとか、そういったものも中には入ってくると思います。
- 8田中 そこで、第7です。提案の1つ目ですが、津具地区で実施されている空白地 有償運送サービスは介護保険の認定なしで利用できるというふうに聞きます。福 祉タクシー、移送サービスなどの移動手段は介護認定が必要条件です。こうした 介護認定の制限を外して買物弱者の高齢者一般が利用できるようにできないで しょうか。お尋ねをします。
- 町民課長 福祉移送サービス事業では、移送を望む需要に対してそれに応える供給の バランスも重要な事柄となっていきます。仮に介護保険の認定制限を外しますと、 需要が大きくなりすぎて、本来サービスの提供が必要な人にまで対応できなくな ってしまうことも予想されます。また逆に、本来は必要ないのに単に楽だからと いう理由だけで利用を希望する方も想定され、その方にとっては健康寿命を短く してしてしまうようなことにもなりかねません。

以上のことから、現時点では介護認定の制限解除については慎重に検討をして いきたいと思います。

8田中 高齢になって、もう免許証を返納しなさいと。明日から買物をするのにどう したらいいのかと悩みますよね。介護認定を受けてない、例えば私なんか、もう ちょっとでそうなると思います。

それだけではなくて、私もこの質問をするにあたって何日間か買物に出かけました。私のうちから近く、近くに1件しかないものですから。暑い日やカンカン照りの中歩いて行かないとならない。帰りは10キロ以上のものを抱えてうちに帰らなきゃいけない。腰もちょっと良くないものですから、しんどいなと。最近は、寒い、手足が縮こまった、そんな中を寒風に吹かれながら、往復しなければいけないと、思い荷物を持って帰らなきゃいけないと。これ結構大変で、健康寿命どころじゃないです。寿命縮めます。ですからそこは、今のところ、先ほど冒頭申

し上げましたけれども中長期的な視野として、ぜひこの介護認定、そういう高齢者もどんどん増えてる。先ほどの経産省のあの数字申し上げましたけども、設楽町でもかなり増えてます。私見た感じで増えてるなというふうに思います。そこは、これを手をつけていかないと、そんなことやったらどんどん利用者が増えて困るなんていうことを言っておられるような、そういう状況じゃないと思います。ぜひこれは踏み込んで検討をしていただきたいと思います。

答弁ありますか。

- 町長 この高齢者の足の確保というのは大変大きな課題で、私もずっと取組みをしておるわけでありますけれども、多分このあとの質問で出てくると思います、国でも大きな課題でありますのでライドシェアということで今話題になっておるところであります。それも承知をしておりますが、一方で、旧の設楽町でずっと長きに渡って皆さんの足を確保をしていただいたというタクシー事業者の方がお見えになることもこれは現実事実であります。その方からはライドシェアというものを取り入れてもらったら困るというようなことも言われておりますので、そこはやっぱり慎重に。将来を見ていくことが必要ですので、変わったほかの手段というものを考えてはいますけれども、なかなか簡単にライドシェアという話にはならないというのも事実だというふうに思っております。
- 8田中 提案の2つ目ですけども、介護認定の制限を外した上で、空白地有償運送サービス、福祉タクシー、移送サービスを安く提供することができないか。すなわち、現行の基本料金500円、往復1,000円の利用料の引下げで、買物に出かけやすい環境をぜひ作っていただきたい。大体1,000円で2,000円ぐらいの品物を手に入れているのは大変なんですよ、負担がね。もう少し安くしてもらわなきゃいけないと思います。あるいは今、町の料金体系50キロ未満としている乗車距離がありますが、この刻みをもう少し細分化していただいて、町内の数キロの移動距離に合わせたような料金設定は考えていただけないでしょうか。ある市では基本料金相当額のタクシー乗車券を交付しております。買物弱者が買物に出かけやすい環境整備についてお聞かせください。
- 町民課長 安価なサービスの提供ということですが、年金暮らしの利用者の方にとっては、より安価な料金を望まれると思います。町としましても、より低料金になるような仕組み作りを考えていきたいと思いますが、町の一部費用を負担していますので、財政部局とも相談しながら、そのあたりもちょっと考えていきたいと考えております。
- 8田中 自分のところだけの話で言って申し訳ないのですが、二、三キロの範囲で買物に行けるんです、この田口はね。そうするとその料金が100円とか200円にしてもらえれば相当いいんじゃないかと。それから今度は津具や名倉や清崎や、そういうところでも5キロとか10キロとか、そういう範囲ではもう少し今の料金設定を低くしていくということで、町内の買物弱者の人がこの街で暮らしていけるというような整備をしてほしいのですが、どうでしょうか。

- 町民課長 細分化というのも1つの手立てだとは思います。例えばタクシー料金等に つきましても、国のほうからも半額程度の補助にしなさいよといった、そういっ た指導もありますので、そういったことも考えながら。この田口だとか津具の、 そういう近くに商店があるところは細分化というのも有効な手立てだとは思いますし、逆にないようなところは細分化しても結局距離が伸びてしまうということもありますので、その辺も含めてトータルでちょっと検討していきたいと考えております。
- 8田中 ぜひ、検討をよろしくお願いします。

第9番目です。提案の3つ目ですが、先ほど町長が言いました、一般ドライバーが自家用車を使って客を運ぶ「ライドシェア」の解禁が国で検討されています。 I T企業のもうけの種にされることも危惧されるものですが、一般ドライバーが自家用車を使って、つまり私たちが自家用車を使って客を運ぶことができることに注目すれば――私たち、議員は買収になりますからできませんが、辞めたらできます。で、地域住民の助け合いによって、買物弱者を買物先に運ぶ、そういう買物支援の可能性があるのではないでしょうか。

町は、ごみ出しができない高齢者に対して補助金を出してごみ出し代行を支援 しています。先ほど来、多くの同僚議員がこの点をもっと良くしろという質問が ございましたが。また、社協のもと、ボランティアグループが結成されて全町的 な配食サービスが実施されてきました。

自家用車を運転する有志によって、有償――お金を取る輸送にこだわることなく、地域住民の助け合いによる買物弱者への買物支援の組織づくりをする、この場合、運送登録や許可はいりません――「高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ概要」でこのことは明示されておりましたが、や、そのグループへのガソリン代程度の補助金制度を創設する考えはないか、お聞きします。どうでしょう。

- 町民課長 福祉移送サービス等で今後利用者の需要が伸びることも予想されます。そ うした場合にはやはり地域の力の手助けの必要となり、地域住民の助け合いは大 きな力となります。ボランティアによる買物支援制度があれば、実際にやってみ ようという方もみえると思いますので、買物支援全体としては課題は山積みです が、将来の買物弱者の有効な手段の一つとして、買物支援制度の創設も検討して いきたいと考えております。
- 8田中 いろいろ質問させていただきましたが、現在のところ前向きな御答弁をいただいたように私は感じております。

それでぜひそこら辺を具体化していくのはやっぱり町長です。財政の問題が出てくると思います。今回私は財政の問題を考えませんでした。それはやっぱり執行部で練ってもらわないと、財源問題なんて出てこないからです。それはやっぱり町長の役目。私たちは、町民の声を聞いて町長にぶつける、これが役目ですから。その点も含めまして、今まで答弁聞かれまして町長の見解はどうでしょうか。

感想でも結構です。

町長 まさにお金はかかっても考えなくてはいけないときが来てるのかなというふうなことは思っております。思っておりますが、今そうやって言われましたのであれですが、この制度を作っていく以上、どこかでそのお金を捻出していかなくてはなりません。私ども一生懸命これから財政を少しスリムにしていく、スリムというと怒られそうでありますけれども、スリムにしていくというなかで、皆さんに御相談をさせていただきますので。私は議員の頃から思っていますけど、私は今立場が違いますのであれですけど、議員の方も住民の皆さんと一緒に、こういった将来を一緒に考えていく役割というのは一緒に持ってるんだというふうに思っておりますので、ぜひ一緒に考えていただきたいと思います。

そして移動のサービスでありますけれども、実証実験をさせていただきました。 役場のほうで車を用意してボランティアでやっていただけるのであれば、かかったお金はいらないということでやったんですが。そういったことで場所はちょっとあれですけれども、ボランティアというのか、要するに実費程度で計画を立てみえる方がおみえだということは聞いております。ですので、あくまでもボランティアで移動をしていただけるのであれば、車を役場で用意をするとか。いろんな問題があります。保険の問題もあったり、事故の責任をどうするかという問題のクリアをしなきゃならないところはたくさんあるわけでありますけれども、ボランティアでやっていただけるということであれば、私どもも一生懸命考えてまいります。

8田中 以上で私の質問を終わります。

議長これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、2番村松純次君の質問を許します。

2村松(純) 2番村松純次です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり一括で質問いたします。

「設楽町の森林整備計画について」お聞きします。

誰もが知るように設楽町は面積の90%以上を森林が占めています。そして森林 整備計画というものが作られ、水源涵養(森の保水力)、災害防止、快適環境、保 健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産、の機能について計 画がされています。

その中でいくつか設楽町の森林の現状と対策、効果または目標等についてお伺いたします。

1つ。近年材木の需要や価値が下がり、山に手をかけることが少なくなったせいか、山林の高木化や大木化、木々の密集化により住宅や道路の日照時間がとても短くなっている。昔より1時間以上短くなったのではないかというお話も聞きます。こういった状況を町は把握していますか。またこういった状況に対して対

策をとっている、またはとっていく予定や考えはありますか。

2つ。今後、安心安全な水の確保や、災害対策、森林の資源化、獣害対策など、 全体的に効果の上がる対策、例えば安全な水の確保の対策を考えたときに、その 対策によって同時に災害対策の効果も上がるといったような多角的な視点から見 た対策も必要になってくると思われますが、そういった対策の検討や実施はされ ていますか。

3つ。計画の中に、森林資源のモニタリングとありますが、内容はどのような モニタリングをしているのか。途中経過はどのように出ているのか。またそのモニタリング研究に田口高校林業科などの参加はあるのか。研究結果の情報共有や 公開はどこまでされるのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

産業課長 それでは、最初の1番からお答えします。

山林の高木化は、過去に植林された樹木が伐期齢になったにも関わらず、順次 伐採が行われず、経過したことが要因と考えられます。設楽町では、高木化によ り日照時間が短くなった民家や道路については把握できておりません。

またこのような高木化した立木は個々の財産となっており、原則、所有者の管理において伐採するのが本来だと考えています。自治体によっては、住宅等への日照が著しく阻害され、その立木の伐採経費に対し一部補助しているところもありますが、設楽町では、住宅や道路の支障に関しては、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり森林整備事業」を利用し、間伐整備としての対応としています。この事業は、県が実施しようとする間伐候補地の調査委託を町が受け、その候補地を間伐することにより設楽町の森林整備に結びつけております。

また、設楽町の森林の現状といたしましては、町内森林所有者の約6割が1~ 5~クタールといった小規模な所有者が多いことなどが森林整備の進まない原因 の一つではないかと考えております。

森林整備する上では、効率的であり、さらに採算性を求められるため、その条件を満たす森林整備箇所は少なく、補助対象となる面積要件等を満たせず伐採経費の全てが所有者負担となってしまうケースがございます。

今後の施策といたしましては、森林所有者が個々で森林整備に取り組むことができるような小規模森林整備への支援などの施策を考えていければということを考えております。

2つ目ですが、森林自体には、さまざまな働きがあり、「森林の有する多面的機能」と呼ばれています。森林の多面的機能としては、山地災害防止機能及び土壌保全機能、水源涵養機能、木材等生産機能などがあります。森林での間伐事業が、適宜実施されるようになれば、森林内に光が差し込み、下層植生が繁茂し、水源涵養機能や土砂流出防止機能、生物多様性などの向上に寄与します。さらに残された樹木の生育が良くなり、幹が太くなり、風や雪にも強くなります。

設楽町では、伐採に適した時期の樹木を間伐していくことで、木を切る、木を

使う、木を植える、木を育てるといった資源の循環を促し、森林の機能を維持しながら、木材の安定供給を図るよう循環型林業を目指しています。そのため、間 伐等の森林整備を進める上で、前提となる森林境界の明確化や森林資源の利活用 する間伐材搬出などに対し補助制度を設けています。

また、設楽町森林整備計画において、植林時でのネットや防護柵の設置、忌避剤散布といった獣害対策を位置づけています。

では、3つ目です。森林資源のモニタリングとは、森林生態系多様性の基礎調査のことをとして回答します。

この調査は林野庁が行っており、毎年、民間会社に委託し実施されております。 内容といたしましては、持続可能な森林経営の推進していく観点から、森林の状況とその変化の動向を統一した手法に基づき把握及び評価することで、森林の整備や保全に係る基本的な事項を定めるための必要な資料収集として実施されています。

具体的には、日本の国土を母集団とし、全国土に4キロ間隔で格子線を引き、 その交点のうち、森林に該当する区域を対象とした標本調査となっており、生物 多様性、森林生態系の生産力及び炭素循環への森林の寄与等の変化を把握するた め、必要なデータとして、実際の森林においての標高、地質、土壌などの状況、 法的規制等の概況、立木の状況、伐根の状況、倒木の状況、下層植生の生育状況 等を調査しています。

この調査は、5か年で全国を一巡するサイクルとし、平成11年度から調査が開始され、現時点では、令和元年度から5巡目の調査となっており、この調査員としては、植生に関する専門的な知識を有する者を1名以上含み、原則3名以上の森林に関する専門家で構成されております。また、この調査結果については、全国森林計画及び東三河地域森林整備計画の基礎資料となっており、インターネット上で公開されております。

あと、町独自のモニタリング調査は現段階では行っていませんが、今後、各事業の実施にあたり、必要となれば調査を実施していこうと思います。また、調査内容によっては、田口高校生にお手伝いいただくことも重要であると考えております。

以上です。

- 2村松(純) ありがとうございます。それでは1番から追加で質問をさせていただきます。
  - 一部候補を選定してやっているということなのですけども、その候補の選定方法というのは、どのような選定方法でされているのでしょうか。干ばつ等の候補地を選定するのに、どのような方法で選定されているのでしょう。
- 産業課長 県の行う事業につきましては、県のある程度候補が指示されまして、そこ の候補地をやっております。その他の間伐事業につきましては、山林所有者の依頼によってやってるということになっております。

- 2村松(純) ということは、どういった効果があるとか、こういう効果があるからこ こをやるとかという選定方法ではないということでしょうか。
- 産業課長 森林整備計画と森づくり基本計画、10年間で510へクタール間伐事業を行っていくというものを目標とし進めております。先ほど言った効果というものは検証しておりません。
- 2 村松(純) ぜひ、どんな効果が、間伐によって住民の方により効果があるように選 定のほうを進めていただきたいと思います。

2番なのですけども、これからカーボンニュートラルとかSDGsとかというのがさらに進んで、今後検討されていくと思うのですけども、その中で、以前同僚議員が質問されたような、Jークレジットの活用などを絡めて将来の設楽町の収入源の一つになるような、そういう施策というのは検討は進んでるのでしょうか。

- 産業課長 先ほど言われた J ークレジットの活用につきまして、本年度予算計上しておるところでございますが、いろいろ調査、調整していく段階で、やはり森林事業者の整備等伴った計画に沿わなければ、なかなか J ークレジットの継続性とかができないということがわかっておりまして、まずは森林事業者との検討を進めることが重要だと考えております。
- 2村松(純) 必ずこれ必要になってくると思いますので、もう少しぜひ慎重に進めていっていただきたいと思います。

あと例なのですけども、ある人にちょっと聞いた話なのですけども、山林の尾根に近い部分を全て広葉樹に植え替えていくというようなちょっと乱暴な方法なのですけど、という方法を唱える方がいて、それをやることによって、夏は葉っぱが茂って日陰ができて、冬は落ちて日光が差し込むようになるという。で、日照時間を確保できる。落ち葉は栄養度の高い土となり、雨などによって下の層のスギ、ヒノキの樹林帯のところへ栄養のある水が流れ込んで成長が良くなると。そして実をつけた樹木を植えることで、野生獣の餌も確保され、里へ出てくる個体、野生獣の獣害の被害が減るのではないかと。で、春は桜など花のものが、夏は新緑、秋は紅葉といったような観光資源にもなると。そして良質な土になったということで、元気になった木々が植物によって山全体の保水力が上がって、安定した水の供給だったり災害に強い山になるという。1つの事業で、こういったたくさんの副産物と言うのですかね、効果が上がるというような考えを持っている方がいます。こういった案というか、こういった考えを田口高校生や何かを絡めて実証実験をしてみるとか、そういう考えは町のほうにはないでしょうか。

町長 これ、前から樹種転換の話がありまして、樹種転換を図っていく必要があると思っています。先日、東京農工大学、東京農大じゃありませんよ、東京農工大学 ——国立の大学だと思いますけれども、の方がお越しになって、お話をしてる中で、今いろんな所でユーカリの木を植えて、樹種転換をしてというようなことの実証実験をやっているというお話をしていただきました。よく分かりませんが、

種類もいろいろあって、気温にも耐えられ、早く育って早くお金になるということだそうです。ユーカリがいいかどうかは別といたしまして、大変興味深いお話であったのと同時に、元々田口高校の魅力化の話をさせていただいていますので、その中でサテライトキャンパスの構想も私ども持っておりますので、首都圏の大学とのサテライトキャンパスをという構想があるのですけど、それがすぐにはそこにはたどり着けませんが、とりあえず北設楽郡3町村それぞれ一緒になって包括の協定を結びたいということを考えております。包括協定を結ぶ中でこういった実証実験をここでしていただいて、学生さんに来ていただいて、そういう事業に関する人の出入りをしている中で田口高校の魅力化につなげていけるのではないかということで、今年度中に包括協定が結べるかどうかはちょっと分かりませんけど、包括協定を結ぶ段取りを産業課のほうでしておりますので、そのうちに包括協定が結ばれていけるものというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

2村松(純) ありがとうございます。田口高校生なんかがそうやって参加して、自分の研究を一緒にやったことがそうやって残っていくというのは、地元に思いも入ってくると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

最後に町長にお伺いしたいんですけど、今日質問した森林計画でもそうなのですが、共通の目標っていうんですかね、共通の目標として、「設楽町といえば」とか、「何々のまち設楽町」といった太いテーマを掲げて、職員も議員も町民も、その目標に向かって、共通の目標に向かってこういう計画が立っていくと、もうちょっとまとまりができてくるのかなという感じが僕はするのですが、その辺はどうでしょうか。

町長 私も、「設楽町といえば何」というのがなかなかないなというふうに感じております。例えば豊根村でいうと茶臼山、東栄町でいうと花まつりというような形で出てくるわけですが、設楽町というと、なかなか、さあこれだというものがありません。ですが、代わりにいろんなものがある町だと思ってます。それだけではなく、いろんなバラエティーに富んだものがあるというふうに思ってます。

今一生懸命造っていただいてますけども、設楽ダムができますと、こんなに町の中心地から歩いて5分、10分で行けるダムができるなんていう町はほかにはありませんので、多分、「ダムあるまち設楽町」という認識がされていくことになるというふうに思っています。

それに合わせて、以前からいろんな場でお話をさせていただいておりますけど、「アウトドアのまち設楽」ということで将来を見て作っていきたいなというふうな構想はもう以前からありますので、私もそれに沿って進めていきたいと思ってます。例えばこういう樹種の転換をして四季折々の花が咲くアウトドアもあり、そしていろんな風光明媚な所がいっぱいあるというアウトドアであったり。アウトドアのスポーツについて、キャンプであったり、今度オリエンテーリングの大会もさせていただいますけれども、そういった、アウトドアに関するものは設楽

町というようなイメージを植え付けていくことができたらいいなと思ってます。 いずれにしても、多くの方に私どもの町に来ていただける、設楽町というのを 知っていただけるというところからスタートしたいなというふうに思っておりま す。

2村松(純) はい、ありがとうございます。ぜひ同じ目標に向かってみんなでいい町 にしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長これで、村松純次君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、2時 40 分まで休憩をとりたいと思います。 よろしくお願いします。

> <u>休憩</u> 午後2時25分 再開 午後2時40分

- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、議案第56号「人権擁護委員の 推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本件について、提案理 由の説明を求めます。
- 副町長 議案第 56 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を説明しますので、資料の 27 ページを御覧ください。

三城富子委員の任期が令和6年3月31日で満了となりますので、新たに渡邉方子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

渡邉さんは、長く教員を勤められ、豊富な経験及び知識を有し、人格識見――いわゆる、物事を正しく見分ける力、能力が高い方でありますので、人権擁護委員の適任者として、候補者に推薦するものであります。

候補者の生年月日及び住所は、議案に記載のとおりでありまして、同法第3条の住所要件及び第6条第3項の議会議員の選挙権を満たしているとともに、推薦基準の新任の68歳以下、再任の75歳未満の年齢要件にも適合しております。

なお、委員の任期は、同法第9条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。令和6年4月1日からの人権擁護委員は、在職中の松井利文さん、鈴木伸勝さん、小笠原教雄さんの3名に、渡邉方子さんを加えた4名となります。

説明は以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見は ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見がないようです。お諮りします。議案第56号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号に対する議会の意見は「適任」とすること に決定いたしました。

議長 日程第7、議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第57号「東三河広域連合規約の変更について」を説明しますので、資料の28ページから29ページを御覧ください。

本議案は、東三河広域連合で処理する事務を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約の変更について協議する必要があり、同法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、東三河広域連合規約の第4条に「広域連合の 処理する事務」が規定されておりますが、その第1項の一部を、介護療養型医療 施設の廃止に伴い、規定の整備を行うものです。

背景といたしましては、介護療養型医療施設は2017年度、平成29年度ですが、 廃止が決定し、2024年3月、令和6年3月廃止となります。廃止までは移行期間 として、この期限までは、全面廃止となるまで存続している施設もあるようであ ります。

この介護療養型医療施設が廃止となった経緯につきましては、1つは、介護保険施設である介護療養型医療施設と、医療保険の対象となる療養型病院に、実質的な違いがなくなっていたこと、これにより、介護療養型医療施設と療養型病院において、医療の必要性が高い患者とそうでない患者が同じ比率で混在し、医療を必要としない高齢者が介護療養型医療施設を利用するケースが散見されている状況であったこと。2つ目は、以前から問題視されていた高額な医療費、介護費、看護スタッフの人員不足であります。これらの問題をまとめて解決するため、療養病床の再編成が必要との判断に至り、介護療養型医療施設は廃止とすることになったそうであります。

介護療養型医療施設の廃止後、利用者の受け皿となるのが療養型医療施設に生活施設としての機能を加えた介護医療院です。この新たな療養病床では、高齢者の状態に合わせた適切なサービスの提供、医療保険、介護保険などの効率的な活用、医師、看護師を含む限られたリソースの効率的な活用を柱として新たに進められるということであります。施行期日は、令和6年4月1日からであります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり)

議長これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長これで、討論を終わります。

議案第57号の採決をします。採決は、起立によって行います。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、議案第58号「工事請負契約の変更について」を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第58号「工事請負契約の変更について」を説明しますので、30ページ、31ページを御覧ください。

本議案は、令和5年6月5日の議会において議会議決を得た、令和5年度田口小学校給排水管更新工事に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

先月の議会全員協議会で説明させていただきましたが、最初にこの工事について改めて当初の発注概要を説明させていただきますと、田口小学校建設後30年が経過し、老朽化による給水管の漏水が発生しているための、屋外給水管の更新工事を行うこと、また公共下水道施設への接続に伴う排水管渠、排水ポンプ槽等の布設、既設合併浄化槽の撤去工事等を行うものでありました。そして、夏休み中に学校運営に支障とないよう工事は集中して施工するように努めて行ってきたものであります。また、この工事は、設楽町内の株式会社太平建設が請負っているものであります。

今回の増額の主な追加工事は、31ページの5に記載されておりますが、1つとして、新規配管ルート上で、想定していなかった岩掘削が発生し、掘削のための重機等の経費の追加が生じたこと。上水道管の更新に伴うコンクリート撤去にあたり、手狭な箇所での作業に一般的なはつりより手間がかかる作業となったことによる経費の追加。管理棟の仮設用給水管を新たに設置した経費の追加。浄化槽の廃止に伴う消毒等の追加経費等であります。

このことに伴い、請負金額については、当初契約金額税込み 5,555 万円を、406 万 540 円増額し、変更後契約金額を、5,961 万 540 円とするものであります。 説明は以上です。 議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第58号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。 討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

## [賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程第11、議案第61号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第59号、第60号、第61号の給与等の改定に係る3議案につきましては、先月の議会全員協議会で説明したところですが、地方自治法第96条第1項の規定により、それぞれ別紙のとおり提出すると共に、一括して説明させていただきます。

今回の改正につきましては、人事院は令和5年8月7日に、民間のボーナス支給割合、4.49か月との均衡を図ることで、ボーナスを0.1か月分引き上げ、年間4.5か月にすること、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、初任給の引上げ、また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で給料表を引き上げる改正を行うものであります。会計年度任用職員の報酬、ボーナスについても、総務省からの通知を受け、一般職の改定に係る取扱いに準じて改正するものであります。

それでは最初に、議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例等の一部を改正する条例について」を説明しますので、33ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。 改正理由としましては、本年8月7日の人事院勧告に伴う、特別職の職員の給 与に関する法律の一部を改正する法律により、議会議員及び常勤特別職の期末手 当の支給割合を0.1月引上げ、それぞれ令和5年12月期及び令和6年度の期末手 当の支給割合を2段階で改正するものであります。 改正内容として、第1条及び第3条は、本年の12月期の期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」に0.1月引き上げることにより、年間の支給割合は3.4月になります。令和5年4月1日から適用するものであります。

第2条及び第4条は、昨年の人事院勧告による改正同様、令和6年度の6月期及び12月期の支給割合を平準化するため、いずれも「100分の175」を「100分の170」に改め、令和6年4月1日から施行する改正であります。

附則第1条は、施行及び適用の期日であり、第2条及び第3条は、改正前に支払われる12月期の期末手当は、改正後の規定による内払いとするみなし規定であります。

改正内容の詳細につきましては、後ほど3議案分まとめて総務課長のほうから 説明しますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第60号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、39ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。 改正理由といたしましては、本年の人事院勧告に伴う、一般職の職員の給与に 関する法律の一部改正に基づき、改正する内容は次の3点であります。

まず第1点目は、民間給与との較差、3,869円を解消するため、初任給を高校卒業、約8%——1万2,000円相当ですが、大学卒業、約6%——1万1,000円ですが、引き上げる等、給料表を引き上げる改正をするものであります。

第2点目は、ボーナスを民間の支給状況に見合うように引き上げ、年間4.4月分を、年間4.5月分に0.1月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することであります。

第3点目は、テレワーク中心の働き方をする職員の高熱水費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設することであります。

なお、附則の第1条は、施行及び適用の期日で、第1条の改正後の規定は、令和5年4月1日から適用し、第2条の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

また、第2条は、既に支払われた給料、勤勉手当等の給与は、改正後の規定に よる内払いとみなす規定であります。

続いて最後に、議案第61号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、95ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。 改正内容といたしましては、まず第1点目は、令和5年5月8日に公布、令和 6年4月1日施行する地方自治法の一部改正により、国の非常勤職員と同様に、パ ートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となるため、題名 を含めて関係する箇所の一部を改正するものです。支給対象は、これまで期末手 当が支給されている月額給の会計年度任用職員とします。支給率は一般職員と同様とするものであります。

2点目は、先ほど職員の給与に関する条例の改正について説明したとおり、一般職の給与月額、期末、勤勉手当の支給率の改定を行いますが、会計年度任用職員の報酬についても、一般職の改定に係る取扱いに準じて改定を行うことを基本とするよう、本年5月2日に総務省より通知がありまして、一般職員と同様に支給できるよう、関係条文の修正及び新設を行うものであります。なお、対象とする職員は、月額給の会計年度任用職員とします。時間給職員への支給につきましては、支給額を計算する給与システムが未対応であることと、対象人数が多く、事務が煩雑になることから対象外とするものであります。

それでは、3議案についての改正内容の詳細を、総務課長から説明をさせてい ただきます。

総務課長 それでは、議案第59号から説明をいたします。

まず新旧対照表のほうで説明したいと思いますので、36ページを御覧ください。 第1条分です。

最初にお断りしておきますけども、今回議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例と、次のページ、特別職に関する同じ内容の条例改正、一緒に1本の条例改正でやっておりますので、34ページの一番頭、タイトルなのですが、「期末手当に関する条例等」の「等」というのは特別職に関する条例ということが含まれておりますので、その点を踏まえていただきたいと思います。なので、この本文、第1条と第2条は議員さんの分、第3条と第4条は、特別職の分というふうに御理解いただきたいと思います。

36 ページ戻っていただきまして、まず第 1 条分です。ここに書いてありますように、職員はボーナス、12 月の期末勤勉手当をそれぞれ 0.05 か月分、合計で 0.1 月分引き上げておりますので、期末手当については、昨年度までの――右側ですね、「100 分の 120」を「100 分の 125」に改めます。議員さん及び特別職は 0.1 月分の加算となるため、後半の、「100 分の 165」から「100 分の 175」に改めます。なので、合計すると 3.4 月になります。ただこの割合は、今年度の 6 月分のボーナスは支給済みのため、令和 5 年度分の適用となります。第 1 条分については、令和 5 年度分の適用のみの適用です。

続いて第2条です。第1条で改正したもの、第2条ただし書きの部分については、年間割3.4月に増減ありませんけども、令和6年時からの期末手当の割合を6月期と12月期ともに100分の170に改めます。ということで、第2条については令和6年度以降に適用するということで御理解いただきたいと思います。

続いて、裏面、第3条です。これ先ほど言いましたように特別職です。考え方は議員さんと一緒です。なので数字も同じ数字を置き換えて改正しております。 第4条も同じくです。 第3条分は特別職の令和5年度分に係るもの。第4条分は特別職の令和6年度 以降に係るものということです。

35ページに戻ってください。改正条文の附則です。

第1条では施行日で、第1条と第3条、なので令和5年度分のボーナスの支給 については公布の日から施行。第2条及び第4条は、令和6年度分からというこ となので、令和6年度4月1日から施行ということです。

第2項ですけども、期末手当の基準日は12月1日なので、その日から遡及適用ということです。

第2条代3条は、既に支払済みの、実は12月の期末手当が今週の金曜日になるのですが、そこで一旦支払います。が、改正分というか、追加分については後日の支払いになるので、今回の12月手当を内払いとみなすよということになります。

続きまして、議案第60号、設楽町職員の給与に関する条例の一部改正です。

改正の理由は今副町長が申し上げたとおりであります。

改正の詳細ということで、改正の条を追って説明しますので、63ページを見て いただきたいと思います。

第1条の給与に関する条例の一部改正です。

第11条、ここに初任給調整手当ということになっております。これ、なんぞやという話なのですけど、医療職給料表を適用を受ける職員に対する手当のほうの改正ということで、今回、給与の改正にあわせて通知がありましたので改正するものですが、これ、いわゆる医師として採用された職員に対する手当、現状では該当者はいません。該当者はいませんけれども、改定をしておくものです。津具診療所の柏野先生は、月額の会計年度任用職員ですのでこの規定は該当しておりません。

続いてその下、第20条第2項及び第3項です。その下、ボーナスのうちの期末 手当の支給割合に係る改正です。6月は100分の120の割合で既に支給済みなの で、「6月に支給する場合には」を加えます。が、改定後の年間の支給割合が、100 分の245になりますので、245から120を引いて、「12月に支給する場合は100 分の125を乗じて得た額」という文言を加えております。

次の第3項なのですが、これは、定年前再任用短時間勤務職員ということで、定年の延長に伴いまして、従前の再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員いうふうになりましたので、こういう名称になっておりますけども、こちら支給割合が 1.35 月から 1.375 月に引き上げられます。条文としましては一般職の規定を準用していますので、1.375 月を 100 分の 137.5 に置き換えて、6 月分の 67.5 を引いた 70 を 12 月分で支給します。よって、新旧対照表裏面になりますけれども、『「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする』を加えるものです。

続いてその下、第21条第2項の第1号及び第2号です。こちらは勤勉手当の支 給割合に係る改定です。 考え方は期末手当同様、6月は支給済みなので、「6月に支給する場合には」を加えます。勤勉手当は改定後の年間支給割合 2.05月、100分の 205ですので、205から 100を引いて、12月に支給する場合は 100分の 105を加えます。

次の第2号なのですが、期末手当同様、再任用短時間勤務職員に関するものです。こちらは 0.95 から 0.975 に引き上げられます。が、この規定は職員の準用はしておりませんので、「6月に支給する場合には」を加えます。で、改定後の支給割合が 0.975、100 分の 97.5 ですので、97.5 から 47.5 を引いて、12 月に支給する場合には 100 分の 50 を加えます。

以上が、本文の改正です。

次なのですけど、別表第1から第4、これは人事院勧告に基づいての改正のうち、最初に説明した給料月額1.1%に合わせて給料表の第1から第4を全面改正するものです。これは毎年人事院勧告があると全面改正しております。

ちなみに 65 ページの左側の表 5 の隣が高卒初任給ですけども、改正後が 16 万 6,600 円、その行の右側、ずっといっていただきまして、5 の隣、改正前の 15 万 4,600 円、差額が 1 万 2,000 円となっております。大卒程度が次のページの一番下の 25、を同じく比較すると 1 万 1,000 円の差となっております。

ずっとめくっていただきまして、92ページをお願いします。

給与の定義なのですけれども、今回新設される在宅勤務等手当を加えるものです。1つ飛ばして次のページに行ってください。第15条の3、今回新設された在宅勤務手当の支給要件及び金額を定めてあります。

第1項にあるように、月平均10日を超えて在宅勤務を命ぜられた場合に月額3,000円を支給するものですが、全協で説明したように現状では対象となる職員はいません。今後、コロナののようなことが起きれば、または、働き方改革がさらに進み、在宅勤務手当がこの要件に当てはまるようになれば、支給する可能性はあると思います。

1つ上に戻ってください。15条第2項第2号です。

人事院勧告では、在宅勤務等手当が支給される職員のうち、通勤手当に関して も所要の措置を講ずることが示されました。簡単に言うと、在宅勤務をすればそ の日数分についての通勤手当は不要であると思いますので、減額調整をする規定 を追加します。具体的には規則で定めます。

続いて次のページ。一番下の期末手当です。第20条第2項第3号です。

これは議員さんや特別職と一緒です。先ほどの第1条の改正は、令和5年度に限ったものですので、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月と12月で均等にする改正です。年間の支給割合は、2.45。100分の245ですので、半分の122.5に改めます。

次の第3項は同じく再任用に関するものですので、こちらも半分の 68.75 に読み替えるということです。

次のページ、お願いします。第21条第2項。

こちらは勤勉手当に関する規定です。期末手当同様、6年度以降の勤勉手当の支給割合を6月と12月で均等にする改正なので、年間の支給割合100分の205を半分にして102.5というふうに改めます。

次の第2号は再任用に関するもので、こちらは58.75に改めるものです。

最後に附則です。62ページに戻っていただいて、施行期日なのですが、議員特別職同様、交付日から施行。第2条の規定は、令和6年度からなので、令和6年4月1日施行とするものです。第2項は、給料表の改定がありますので、適用は今年の4月1日に遡及適用。第2条は、先ほどの支給済みの給与を内払いです。第3条は、規則への委任ということになっております。

続きまして、95ページ、「設楽町パートタイム会計年度任用職員報酬、期末手 当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」です。

最初にお断りを申し上げておきますけれども、11月の全員協議会では人事院勧告についての説明でしたので、この条例の一部改正のうち、勤勉手当の支給については具体的に説明をしていない点を御了承ください。

なんで会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するようになったかということなのですが、そもそも会計年度任用職員制度は平成29年、地方公務員法、地方自治法の改正により創設されました。本町では令和2年度から実施しております。その時点から期末手当の支給はしておりますが、国のほうで、勤勉手当については国の非常勤職には支給されていない、市町村の期末手当の定着状況を踏まえた上での検討課題とされてきました。その後、令和3年度までに国の非常勤職員に勤勉手当が支給されるようになり、市町村の期末手当、会計年度任用職員に対する期末手当も定着してきたことから、国との均衡及び処遇確保の観点から、地方自治法の改正により令和5年5月に改正法が公布、来年の4月1日から施行されるということになりましたので、令和6年度から月額の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するということができるように条例を改正するものです。

2点目なのですが、これも先ほど副町長が説明したとおり、令和5年度から人 事院勧告を一般職同様、会計年度任用職員にも当てはめなさいということですの で、遡及適用ができるように関係条文の修正及び新設を行うものです。

改正の内容です。新旧対照表 99 ページを御覧ください。

最初は題名の改正を行います。なぜかというと、今現状、これだけ長い条例の名前に、さらに勤勉手当を加えますとさらに長くなります。この場合、条例、法規の関係のテクニックといいますか、行政、得意なのですけども、「等」という文字で、期末手当、勤勉手当及び費用弁償をまとめるということとして、「報酬等に関する条例」というふうに改めるものであります。

次は、第1条の本文中、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加えます。

第2条の見出し及び第1項の「期末手当」の次に「勤勉手当」を加える改正です。

次のページお願いします。現行第10条が期末手当のことについて書いてありますので第10条の2として勤勉手当の規定を新設します。

内容としては、第1項で、期末手当同様、一般職の規定の準用と読み替えにより支給すること。第2項ではまず「前条」とありますが、これは期末手当の支給に関する条文で、その第2項及び第3項とは、支給条件としての6か月以上の勤務に関するみなし規定を定めているもので、この規定も勤勉手当で準用するものです。

最後、第16条の2、給与改定の実施時期等の取扱いは新設するもので、これが会計年度任用職員の報酬——月額給与及びボーナスを令和5年度は期末手当のみでしたけども、令和6年度から勤勉手当も加わりますけれども、人事院勧告で一般職の給与、ボーナスが改定される場合には、一般職と同様の扱いをすることとする規定となります。

第2項は除外規定として、仮に11月末に――給与法改正の施行日は基本的に大体12月なのですけど、11月末までに退職、死亡した場合は遡及適用しないこと。

第3項は、例外規定として、町長が定めた場合は、別段の取扱いを可能とする、 というものです。

続きまして、97ページ。本文に戻っていただいて附則です。

施行期日なのですけども、これも基本的には交付の日から。ただし、勤勉手当、 先ほどから申し上げておりますように、令和6年度からの支給ですので、第10 条第1項、改正、第10条の2、新設規定は令和6年4月1日からの施行と。

次の2及び3、今回題名を短くしております。が、ここに書いてある育休に関する条例、それから懲戒の手引き、効果に関する条例、それぞれの条文において、この改正前の長ったらしい題名が引用されておりますので、その題名も改正する必要があります。この場合は、その条例を改正することなく、この附則で一部改正をすることができますので、このように改正を定めるものです。

一つなのですが、今回、会計年度任用職員が遡及適用するということにつきましての財源なのですけれども、今回の国の補正予算第1号のほうで地方交付税の増額の中でその部分をみていきますという通知が来ております。5年度については今回の地方交付税の増額ということになるのですが、来年度以降もおそらく交付税の算定の中でその部分の費用は見ていただけるものと思っております。

説明は以上です。

## 議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1件ごとに行います。議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の質疑を行い ます。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第59号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第59号を、総務建設委員会に付託します。

議長 続いて、議案第60号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。 議案第60号を、総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第60号を、総務建設委員会に付託します。

- 議長 議案第61号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑は ありませんか。
- 4原田(直) 補正予算で、診療所の特別会計補正予算が特に載っていないので、この場で私が委員長の委員会付託になるやつを質問するのもおかしいかと思いますが、ちょっと質問させていただきたいと思うのですけど、診療所の医師は年額でいくらというふうに決まってるというふうに理解をしているのですけども、この期末手当や、来年度から勤勉手当が出たときに、年額はそのままの状況で、そうすると月額報酬が下がるというふうに理解するんですけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。
- 総務課長 月額報酬はそのままです。なので、今回の改正でそれぞれ勤勉手当、期末 手当の支給割合が出ますので、その部分を支給することになります。
- 4原田(直) ということは 0.1 か月分上がった分は診療所の医師は、上がるというふうに理解すればいいのでしょうか。
- 総務課長はい、そのとおりです。
- 4原田(直) 契約のときに年間金額で契約されてるというふうに聞いていたのです けど、そうするとその分は違ってくると、そういうふうに。下がれば当然あれな のですけど、こういうふうに上がってきたときは必ず上がるというふうに理解す ればよろしいですね。
- 総務課長 医師だからというふうに、そういう書きぶりはしてありませんので、そのようになります。
- 議長ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。 議案第61号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第61号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第62号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第62号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の102ページを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由につきましては、全世代対応持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令等の一部改正が行われ、次のとおり、設楽町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。今回の施行の措置は、いわゆる産前産後期間における国民健康保険料の免除(減免)措置を設けるものであります。

ポイントといたしましては、1つとして、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者、または出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して、賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額すること。

そして、2つ目として、この規定により減額する額は、出産被保険者の出産の 予定日の属する月の前の月から、出産予定日の翌々月まで、計4月の期間に係る 所得割額及び被保険者の均等割額とする内容であります。

このことに伴って、設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を上程するものであります。

条例の細かな改正につきましては、町民課長のほうから説明させていただきます。

町民課長 それでは、それでは109ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

まず12条で、ここには産前産後免除の制度創設に伴い、基礎賦課額の総額に含む減額分に33条の4、産前産後免除を追加するものです。

次の110ページのほうを御覧ください。ここに「エ」とありますが、ここは基礎賦課額の算出から控除する収入額のうち、収入額から除く一般会計からの繰入金に72条の3の3、第1項産前産後繰入金を追加するものでございます。その下に字句修正として、「及び」を「並びに」に改めております。

それから 14条では、地方税法の改正により項の繰上げとなっておりまして、第 11項が第 8項に。第 15項が第 11項に繰り上がったことに伴う改正をしております。

111ページのほうに行きまして、上から5行目のところですが、やはりこれも地方税法の改正による項の繰上げとなっておりまして、第15項が第11項に繰り上がったことに伴う改正となっております。

111 ページから 112 ページにかけましてですが、第 21 条 2 で、33 条の 3 、就学未満児が、町の条例から漏れていたため、ここは国に合わせて第 33 条の 3 を追加修正いたしました。

その下で、その次に、産前産後免除の制度創設に伴い賦課総額に含む減額分に 第33条の4、産前産後免除を追加をしております。

112ページの(2)のイの部分ですが、支出金賦課額の算出から控除する収入額のうち、収入額から除く一般会計からの繰入金に72条の3の第1項産前産後繰入金を追加をしております。

第22条では、産前産後免除の創設に伴い賦課総額に含む減額分に第33条の4を同じく産前産後免除として追加をしております。

113ページのほうに移りまして、22条の(2)のアになりますが、介護賦課額の算出から控除する額のうち収入額から除く一般会計からの繰入金72条の3の3第1項、産前産後繰入金をここに追加をしております。

それから第72条の3の2の1項は、介護分の被保険者が年齢的に未就学児に該当することがないため、国の条文に合わせてここのところは削除をしております。 その下のほうで、字句の修正で、「又は」を「若しくは」に改めております。

113ページの同じく第30条のところですが、「特例対象被保険者でなくなった場合」が抜けていたために、ここは「若しくは特例対象被保険者でなくなったという文字を追加をしております。

その下のほうで、特例被保険の減免は平等割に影響しないため、国の条文に合わせて削除をしております。「又は特例対象被保険者等となった場合」という所を削除しております。そこの下のほうで、字句の「又は」を「若しくは」に同じく修正があります。

113 から 114 ページにかけてのところですが、33 条の 3、未就学児減額分を追加をしております。

それから 114 ページに移りますと、33 条のように、同じく産前産後免除の追加 ということで追加をしておりまして、その次に字句の修正で、「又は」を「若しく は」に修正をしてあります。

それから、114ページの2項ですが、町が国とずれていたため、「次条」というのを「第33条」に修正をしております。

同じく33条の4の1項と産前産後の免除の追加をしておりまして、114ページの一番下のほうですけど、国に合わせて介護納付金部分を削除しております。

115 ページも地方税法の改正の項の繰上げで第 11 項が第 8 項に、第 15 項が第 11 項に繰上げとなっております。

117ページのほうに移りますと、ここは国の修正がありまして第33条の3のところですが、「保険料額」という言葉を「保険料率」という言葉に修正をしております。

117 ページも「保険料額」という言葉を「保険料率」に修正をしております。 117 ページの下のほうから始まります第 33 条の 4、ここは全く新たに今回追加をしておりまして、「出産被保険者の保険料の減免」というところで、まず第 33 条の 4 で、基礎賦課額は次の各号の合算額を減額した額として規定をしておりまして、その下に(1)で、所得割の合算額の減額を規定しております。(2)で均等割の合算額の――118 ページの(2)ですが、均等割の合算額の検討を。

それから2項で、「率」から「額」への読替え規定をしておりまして、3項で、後期高齢者支援金賦課額の減額を準用と読み替えて規定をしております。4項で、今度は介護納付金賦課額の減額の準用と読み替えて規定をしておりまして、5項では低所得者の保険料の減額についての基礎賦課額を規定しております。(1)では所得割の合算額の減額を、(2)では均等割の合算額の減額をしておりまして、6項で準用と「率」から「額」への読替規定をしております。

120ページのほうに移りまして、7項で後期高齢者支援金等賦課の減額の準用と読替えを規定をしておりまして、8項で介護納付金賦課額の減額の準用と読替規定をしております。

33条の5、1項は、33条の4を新設したことにより 33条の5以降は繰下げとなる規定となっております。

説明のほうは以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第62号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第62号を、文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第62号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」から、 日程第17、議案第67号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)」 を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第63号から第67号までの一般会計及び2特別会計、そして 2事業会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

最初に議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」について説明しますので、122ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 6,004 万 5,000 円を追加し、予算総額を 64 億 3,741 万 8,000 円とするものであります。第 2 条の繰越明許費につきまして は、126 ページを御覧ください。

今回設定する繰越明許費の合計は、3件の合計が280万2,000円であります。 上段の人事給与システム改修事業の繰越しは、令和6年度より地方自治法の改正 に伴い、会計年度任用職員に対しても条件により勤勉手当を支給することとなり、 現在人事給与システムの改修を進めておりますが、システム改修が令和6年6月 まで時間を要すること、東三河6市町で共同調達しているため、他市町とも契約 について足並みを揃えることから繰越明許費とするものです。

次の2件の繰越しは、いずれも薬品廃棄処分に関する委託です。田峯小学校及び津具中学校閉校に係る、理科薬品及び保健室薬品の廃棄業務、そして小中学校理科薬品等廃棄事業が3学期の授業終了後に実施しますが、運搬料金のコスト縮減のために旧郷土館薬品廃棄事業として委託している展示ホルマリン漬け等の薬品処分も併せて処理します。そして、この2件の法定マニュフェストが確認できるのが令和6年5月頃となることが予想されるため、繰越明許費とするものであります。

第3条の、地方債の補正につきましては、127ページの第3表を御覧ください。 地方債の補正に記載する若者住宅新築補助事業は、当初3件を想定した予算で したが、9月補正で2件を追加し、また新たに2件の申請を受理し、愛知県に起 債の二次協議を行っている状況です、また農道改良事業につきましては、広域農 道の側溝蓋と湯谷側のガードレールの設置を執行するもので、改良事業実施にあ たっては県の補助も受けますが、補助裏は過疎対策事業債を充てて実施してまい るものでございます。

今回の補正予算は、一般会計及び特別会計、そして事業会計において、人事院 勧告に伴う人件費の調整及び、今年度の人事異動による人件費についても、人事 院勧告に伴う人件費の調整に合わせて再度見直しを行い精度を高め補正したもの であります。

その他の今回の特徴的な補正内容につきましては、一般会計では、総務費で人事給与システム改修委託、戸籍システム改修委託、住民基本台帳ネットワークシステムふりがな法改正対応委託等のシステム改修補正であります。

民生費につきましては、障害者等相談支援事業委託等の委託費に係る消費税の 取扱いについて、非課税から課税扱いとする補正であります。そして、出産・子育 て応援交付金を対象者に交付する補正であります。

衛生費では、簡易水道事業会計への繰出金の増額補正、農林水産業費では、広域農道に係る除雪費の補正であります。

土木費では、道路設計業務委託費の減額と、急傾斜地崩壊対策事業負担金の補 正と公共下水道事業会計への繰出金の増額補正であります。

教育費では、田峯小学校と津具中学校の閉校式典事業に係る補正であります。

災害復旧費では、小規模緊急復旧修繕及び重機借上料として、本年6月2日以 降の豪雨による町道等の施設被災復旧の補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書、138ページ、 139ページを御覧ください。

款項目ごとの説明において、一般会計及び特別会計、事業会計とも、人件費の補 正についての説明は、先ほど説明した理由ですので説明を省略させていただきま すので、御了承ください。

2款総務費、1項2目財産管理費14節工事請負費283万4,000円につきましては、公共下水道宅内配管工事4か所、役場本庁舎浄化槽、コミュニテイプラザしたら、設楽ダム工事事務所、田養住宅の工事にあたり、当初予定より解体、撤去に係る費用が増額したための補正であります。

140、141ページを御覧ください。

3目電子計算費 12 節委託料 100 万 2,000 円につきましては、人事給与システム 改修委託が、地方自治法の改正により令和 6 年度から会計年度任用職員に対して も、条件により勤勉手当の支給が可能になることから、6 月賞与に向けて改修を 行うための補正であります。

4目自治振興費 14 節工事請負費 262 万円につきましては、防犯灯設置工事について、清崎区、田内区、神田区、平山区よりLED化の要望を受け作業を発注する補正でありますが、ただし平山区につきましては、柱の更新も伴うため、ここの地区につきましては令和6年度に対応することで理解していただいております。

6目移住定住推進費18節負担金補助交付金400万円は、当初予算で3件計上し、 9月補正で2件追加しましたが、さらに2件の申請を受理したための補正であり ます。

3項1目戸籍住民基本台帳費13節使用料賃借料28万6,000円の減額は、戸籍システム改修委託については、戸籍システムの改修にあたり、クラウド環境が構築されることで、必要額が確定されて減額補正するものであります

142、143ページを御覧ください。住民基本台帳ネットワークシステムふりがな 法改正対応委託、293万7,000円につきましては、国の方針により令和5年6月 より2年以内にマイナンバーカードにローマ字表記ができるよう改修することが 必須であり補正するものであります。改修にあたっての財源は全額国庫補助とな る見込みであります。

3款民生費1項2目障害者福祉費12節委託料171万5,000円につきましては、電算システム改修委託、41万8,000円は、令和6年度より障害福祉サービス等報酬改定に伴い現システムの改修が必要なため、国庫補助2分の1を受け改修するものであります。

障害者等相談支援事業委託、基幹相談支援センター事業委託、成年後見支援センター事業委託の3件は、相談支援事業所が行う相談事業のうち、障害者総合支援法第51条等に基づく計画相談については、社会福祉事業の扱いとなり非課税で

すが、同法第77条に基づく障害者相談支援は社会福祉事業に含まれないため、課税対象となっています。また、基幹相談についても課税されるものです。当町を含めて多くの市町村で非課税としていましたが、今回、課税対象となることが判明したため消費税分について追加で支払いが発生し補正するものであります。今回の補正は取り急ぎ令和5年度分ですが、過年度分が修正申告後に確定すれば、さらに、支払いの義務が発生することが想定されます。過年度分の請求があればその都度また対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続いて144、145ページを御覧ください。

3目老人福祉費 18 節負担金、補助交付金 85 万 1,000 円は、高齢者の補聴器購入費等の助成についてですが、令和 5 年度は既に 6 名の申請を受け、広報紙で再度周知したところ申請者が増え、10 月にさらに 2 名の申請があり、予算が不足したため、今後の 6 名分の申請を見込み補正するものであります。

7目国民健康保険費 27節繰出金 18 万 1,000 円については、特別会計への繰出金ですので、国民健康保険特別会計のところで説明いたします。

2項1目児童福祉総務費18節負担金補助交付金95万円につきましては、出産・子育で応援交付金として、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円の給付を行う事業を、令和4年度から5年度で繰り越していましたが、システム改修費等を除く交付金は、繰越し対象ではないため、現年度予算で改めて補正するものであります。対象は令和5年度で母子手帳を交付された8人、令和5年度に出産した11人の合計19人が対象であります。

146、147ページを御覧ください。 4 款衛生費 1 項 6 目簡易水道費 27 節繰出金 143 万円につきましては、事業会計への繰出金ですので、水道事業会計のところで説明します。

148、149 ページを御覧ください。 5 款農林水産業費 1 項 3 目農地費 13 節使用料賃借料 475 万円は、除雪や融雪剤の散布の重機借上料としての補正です。

14 節工事請負費 388 万 5,000 円は、広域農道の側溝蓋と湯谷側のガードレール設置を行うための補正です。財源は、県費補助と過疎債を予定しております。

2項2目林業費12節委託料55万円は、森林フェス開催業務委託として、観光協会に道の駅したらで森林フェスティバルを行うもので、財源は全額、愛知県森林境界地域森林林業等振興事業経費負担金を予定しております。

7款土木費2項3目道路改築費12節委託料1,600万円の減額につきましては、 当初予定していた町道田内清崎線路線改良に係る調査設計について、周辺の土地 利用の協議——旧清崎貯木場のことですが、が遅れたことによって、本年度実施 を見送ることとしたため、減額補正するものであります。

3項1目河川総務費18節負担金、補助交付金100万円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金として、愛知県が行っている田口地区、警察署の裏側の急傾斜地崩壊対策事業について、事業費の2.5%を負担しておりますが、令和5年度は法面工事のみを施工する予定でいましたが、住民の安全のため早期に急傾斜

地の工事を完成させるため、翌年度施行予定でありました擁壁工事を追加で行うことによる補正であります。

150ページ、151ページを御覧ください。 5 項 1 目公共下水道費 27 節繰出金につきましては、事業会計への繰出金ですので、下水道事業会計のところで説明します。

8款消防費1項1目常備消防費10節需用費11万円については、新城市消防本部からの依頼で、津具分所の玄関のスライドドア及び車庫防火扉の修繕を行う補正であります。

9款教育費1項2目事務局費12節委託料71万7,000円は、スクールバス運行委託について、本年8月に、国道420号三都橋地内で発生した道路陥没による町営バス運行中止に伴い、スクールバス臨時便を運行したことと、コロナ禍が明け、中学校の部活動が活発になったことによりスクールバス臨時便が増便していることによる補正であります。

152、153ページを御覧ください。2項3目小学校閉校記念式典費18節負担金、補助交付金104万5,000円につきましては、田峯小学校の閉校記念式典費用を補正するものです。

3項4目中学校閉校記念式典費 18 節負担金、補助交付金 529 万 7,000 円につきましては、一般財源は田峯小学校と同額として 600 万です。超過する分につきましては、津具財産区より繰入れする補正であります。

5項4目つぐグリーンプラザ費 10 節需用費 33 万 6,000 円につきましては、プラザエレベーターに不具合が生じ緊急修繕が必要になったことによる補正であります。

154、155ページを御覧ください。10 款災害復旧費 2 項 1 目道路河川災害復旧費 10 節需用費 900 万円につきましては、本年 6 月 2 日以降の豪雨で町道西川豊邦線の緊急修繕が生じたことによる補正であります。

13 節使用料賃借料 1,300 万円につきましては、重機借上料として、同様の理由で令和 5 年 6 月 2 日以降の豪雨で被災した箇所の追加で、町道鐘鋳場中島線の路肩復旧、町道名倉津具線の路肩復旧及び崩土除去、本洞川の護岸応急措置及び土砂浚渫、市之瀬川支川の土砂浚渫を行うための補正であります。

11 款公債費1項1目元金22 償還金利子割引料428万5,000円は、地方債元金 償還金について、緊急防災減災事業債、令和4年度繰越分と令和5年度借入分の 償還を行うものであります。

続きまして歳入について説明しますので、説明書 132、133 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金1項1目民生費国庫補助金2節国民健康保険費負担金1万 8,000 円につきましては、先ほどの国民健康保険条例の一部改正で説明した内容 のとおり、国より産前産後保険料として負担金を受ける補正であります。 2項1目総務費国庫補助金1節電子計算費補助金443万3,000円につきましては、歳出で説明した戸籍システム改修委託、住民基本台帳ネットワークシステムのふりがな法改正対応委託の執行に伴う国庫補助金です。

2項2目民生費国庫補助金1節障害者福祉費補助金20万9,000円については、 歳出で説明した、電算システム改修委託に活用するものであります。

6 節児童福祉総務費補助金 63 万 3,000 円につきましては、出産・子育て応援交付金の執行に 3 分の 2 の国庫補助を受けるものであります。

16 款県支出金1項2目民生費県負担金3節国民健康保険費負担金9,000円につきましては、先ほど国民健康保険条例の改正で説明した産前産後保険料として愛知県からの負担金を受けるものであります。

2項2目民生費県補助金90節児童福祉総務費補助金15万8,000円については、 出産・子育て応援交付金の執行に6分の1の県補助を受けるものであります。

134、135ページを御覧ください。

4 目農林水産業費県補助金 1 節農業委員会費補助金 21 万 6,000 円は、農地利用 最適化推進委員の報酬に要する費用を愛知県より受けるものであります。

3節農地費補助金185万円は、農道改良事業として、広域農道の工事についての費用を愛知県より3分の2の補助を受けるものです。

19 款繰入金1項1目特別会計繰入金92節津具財産区特別会計繰入金578万5,000円については、歳出で説明した、津具中学校閉校記念式典実行委員会交付金の一部を津具財産区からの繰入れを受けるものであります。

2項2目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金4,048万4,000円につきましては、歳入歳出調整で基金より繰り入れるものであります。

21 款諸収入4項4目雑入91 節林業振興費収入55 万円につきましては、愛知県森林協会より、地域の森林、林業の振興を目的とする事業に対しての助成として、地域森林林業等振興事業経費負担金を受けるものであります。

次に、議案第64号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」 について説明しますので、159ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 437 万 9,000 円を追加し、予算総額 を 5 億 8,318 万 9,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書 168 ページ、169 ページを 御覧ください。

2 款保険給付費 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 18 節負担金、補助交付金 423 万 5,000 円につきましては、療養給付費が予想見込み、3 年間の平均額を大きく上回ったことによる補正であります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療療養費3万7,000円につきましては、先ほどの国民健康保険条例の一部改正で説明した内容のとおり、国、県より産前産後保険料として負担金を受けることによる財源更正の補正です。続きまして、歳入について説明しますので、166、167ページを御覧ください。

1款国民健康保険料1項1目一般被保険者国民健康保険料1節現年度医療給付費分3万7,000円の減額につきましては、先ほどの国民健康保険条例の一部改正で説明した内容のとおり、国、県より負担金を受けることによる補正であります。

5 款県支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金423万5,000円につきましては、歳出で説明した、高額療養費について県より交付金を受けるものであります。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金3節職員給与等繰入金14万4,000円については、人件費について歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

9節産前産後保険料繰入金3万7,000円については、先ほどの国民健康保険条例の一部改正で説明した内容のとおり、国、県より保険料として負担金を受けることにより一般会計より繰り入れるものであります。

次に、議案第65号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)」 について説明しますので、172ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 464 万 7,000 円を追加し、予算総額 を 738 万 9,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、181ページ、182ページを御覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費1節報酬3万9,000円は、財産区管理会の会議の開催の追加による補正であります。

2款財産区事業費1項1目財産区事業費12節委託料117万7,000円の減額は、 県の治山工事が遅れまして、搬出間伐の工期が確保できないため事業を見送った ことによる減額補正であります。

27 節繰出金 578 万 5,000 円は、津具中学校閉校記念式典関連事業助成のため一般会計に繰り出す補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、179 ページ、180 ページを御覧ください。

1 款財産収入 2 項 1 目財産区生産物売払収入 1 節財産区生産物売払収入 113 万7,000 円の減額は、間伐事業中止による立木の売払収入の減額補正であります。

2款繰入金1項1目財政調整基金繰入金1節一般繰入金578万4,000円は、津 具中学校閉校記念式典関連事業助成のため基金より繰り入れる補正であります。

次に、議案第66号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」 について説明しますので183ページを御覧ください。

今年度より、簡易水道、公共下水道、及び農業集落排水の3特別会計は、企業会計に移行したことによって、今回の補正資料は前回同様まだ見慣れていないと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、議案書の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量についてです。原水及び浄水施設建設改良費として、 1,330万円を増額し、予算額を2億899万円とし、配水及び給水施設建設改良費 として、604万4,000円を増額し、予算額を3億2,164万8,000円に補正するものです。増額の詳細については、あとで説明いたします。

収益的収入及び支出の第3条ですが。予算書第3条の本文を、「収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債を、450万円借り入れ、水道施設の解体撤去費、及び修繕費に充てるため、簡易水道運営基金、785万6,000円を取り崩す。」に改めるものであります。

第4条は、同じく、収益的収入及び支出についてです。収入につきましては、 1款2項営業外収入として、68万6,000円の増額をお願いするものです。支出に つきましては、1款1項営業費用として、418万6,000円の増額をお願いするす るものであります。

第5条は、資本的収入及び支出についてです。予算第4条中、支出の部第4項を第5項とし、第3項の次に、「第4項 補償費返還金 7,375千円」の1項を加えるものであります。

184ページを御覧ください。

第6条は、同じく資本的収入及び支出についてです。収入につきましては、1 款 3 項他会計補助金として、74万4,000円の増額を、6項基金取崩収入として、2,597万5,000円の増額をお願いするものであります。支出につきましては、1 款 1 項建設改良費として、1,934万4,000円の増額をお願いするものです。

第7条は、議会の議決を得なければ流用のできない経費であります。職員給与費として、143万円の増額をお願いするものであります。

第8条は、他会計からの補助金であります。

予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、3億1,543万7,000円を、3億1,686万7,000円に改めるものであります。

185 ページから 193 ページまでの資料につきましては、予定キャッシュ・フロー 計算書などが添付してありますので、また御覧いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、195、196ページを御覧ください。

まず支出についてですが、1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費18節修繕費50万円は、田口浄水場の次亜塩ポンプを修繕するため補正するものであります。

2目の排水及び給水費 18 節修繕費 300 万円は、森古屋配水池の水位調整弁の修繕や大畑ポンプ場のポンプの修繕、東納庫の減圧弁交換などを行うための補正であります。

3 目総係費 68 万 6,000 円は、人件費の補正です。

次に、収入についてですが、1款水道事業収益2項2目他会計補助金1節他会 計補助金68万6,000円は、歳出の人件費の補正であります。 次に、資本的収入及び支出の詳細について説明しますので、197、198ページを 御覧ください。

まず、支出についてですが、1款資本的支出1項1目原水及び浄水施設費18 節修繕費1,330万円は、箱渕取水場の送水ポンプ交換や清嶺浄水場の残留塩素計の交換や、上折元浄水場の濁度計の交換などを行うための補正であります。

2目配水及び給水施設費2節から5節は人件費の補正であります。

18 節修繕費 530 万円は、東納庫配水池と宇連配水池に雷が入り、流量計などの交換を行うのため補正であります。

4項補償費返還金4目補償費返還金1節公共補償費返還金737万5,000円は、 設楽ダム関連の導水管の機能補償で、昨年度受けた補償費のうち、新しい沈砂池の 位置を変更したことにより、工事延長が減少したため補償費の返還が生じ補正す るものであります。

次に、収入についてですが、1款資本的収入3項1目他会計補助金1節他会計補助金74万4,000円は、人件費の補正です。

6 項基金取崩収入1 目基金取崩収入1 節基金取崩収入 2,597 万 5,000 円は、修繕費と公共補償費返還金に係る財源として、簡易水道運営基金を取り崩して財源に充てるものであります。

最後に、議案第67号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)」 について説明しますので、199ページを御覧ください。

まず議案書の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出についてです。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益として、372万3,000円を増額補正するものであります。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用として、372万3,000円を増額補正するものであります。

第3条は、特例的収入及び支出についてですが。当初予算書、第4条の2の次に、債務負担行為として、第4条の3を加えるものです。国土交通省より、社会資本整備総合交付金の交付要件として、令和6年11月末までに経営戦力の改定が必要と指導されております。下水道経営戦略策定業務委託のため、令和6年度までの期間において、債務負担行為をすることができる限度額を、726万円とするものであります。

第4条は、議会の議決を得なければ流用のできない経費について、予算第8条の定めた金額を、75万1,000円増額補正するものであります。

第 5 条は、他会計からの補助金については、 3 億 7,037 万円を、 3 億 7,009 万 3,000 円に改めるものであります。

201 から 209 ページまでは、予定キャッシュ・フロー計算書などが添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、211 から 212 ページを御覧ください。

まず支出についてですが、1款下水道事業費用1項2目処理場費16節手数料253万1,000円は、農業集落排水の処理場の汚泥引き抜き手数料について、本年度より単価上昇していましたが、予算要求時の積算単価に反映していなかったため補正するものであります。

3目総係費2節給料から5節法定福利費については、人件費の補正であります。 16節手数料44万1,000円は、処理場の汚泥引き抜き手数料と同様の理由で、 農業集落排水の町管理の個別合併浄化槽の汚泥引き抜き手数料の補正をするもの であります。

次に、収入についてです。 1 款下水道事業収益 2 項 2 目他会計補助金 1 節他会 計補助金 372 万 3,000 円は、歳出の人件費や手数料の補正増額分の補正でありま す。

5つの会計についての説明は以上であります。よろしくお願いいたします。 議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第63号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第63号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第64号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第64号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第64号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第65号「令和5年度津具財産区特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第65号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第65号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第66号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」の質疑 を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第66号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第66号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第67号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)」の質疑を 行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第67号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第67号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。 本日は、これで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後4時11分